

平成19年（2007年）紀北町12月定例会会議録

第 2 号

招集年月日 平成19年12月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年12月18日（火）

応 招 議 員

2 番	中村健之	3 番	近澤チヅル
4 番	家崎仁行	5 番	川端龍雄
6 番	北村博司	7 番	玉津 充
8 番	尾上壽一	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1 番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上原晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
紀伊長島総合支所長	石倉宣夫	教 育 委 員 長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	家崎英寿		

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

9 番 平野倅規	10番 岩見雅夫
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**議長**

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は21名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

**議長**

これより本日の会議を開きます。

議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

( 議 事 日 程 朗 読 )

**議長**

それでは日程に従い議事に入ります。

---

## 日程第1

**議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定に基づき、本日の会議録署名議員に、

9番 平野倅規君

10番 岩見雅夫君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 議長

次に、日程第 2 一般質問を行います。

本件につきましては、会議規則第61条第 2 項の規定により、通告書は去る12月11日に締め切り、すでに執行機関に通知済みであります。

なお、一般質問の取り扱いに関しましては、議員の発言時間は30分以内とし運営をいたします。持ち時間が残り 5 分になりましたら、議会事務局長の机の前に黄色のカードを立て、質問者に対し周知することになっております。

一般質問の範囲であります。町の一般事務について、執行機関に対して事務の執行状況や将来の方針などについて、事実または所信を質することができるものであり、町の事務とは関係のない国政、県政、他の市町村及び一部事務組合等の事務については質問できないこととなっております。

また、地方自治法第 132条では「品位の保持」の規定があり、議員は無礼の言葉を使用し、または他人の私生活にわたる言論をしてはならないとなっております。発言の内容によっては、会議規則第54条の規定により、いろいろ制限がありますので、十分注意してくださるようお願いいたします。

執行部におかれましては、資料などは十分準備していただき、答弁は的確にお願いしたいと思います。

一般質問の形式については一問一答方式とするため、会議規則第55条のただし書きにより、質問の回数は特に定めないことといたします。

なお、質問の方法であります。まず最初に登壇して通告した事項すべてに対し質問をしていただき、執行部の答弁のあとは自席にて質問することを許可いたします。

それでは、5 番 川端龍雄君の発言を許します。

### 5 番 川端龍雄議員

おはようございます。

12月定例議会一般質問に参加します。5 番 川端龍雄。

本年、11月20日に、地方自治法施行60周年記念式典で、「紀北町が合併後、旧町時代の地域特性を生かしたまちづくりや、効率かつ円滑な事務執行、また、熊野古道や豊かな自然を

活用した地域の活性化に積極的に取り組んでいる」ということにおいて、総務大臣表彰を受けられましたことは、誠におめでとうございます。

これも町長はじめ、執行部の皆様、関係者の皆さんの行政に対する熱意の表れだと思い、改めて敬意を表します。

また、合併後においても大変厳しい町財政の中で、この2年間で地方債残高を13億円削減されましたことは、今後の町政に活かされることと思います。と同時に、この2年間は事業が極端に縮小されたことにもなります。町長におかれましては、この13億円を紀北町町民に回せない歯がゆさ、町民のニーズにも応えられない悔しさ、もどかしさ、心中察してもあまりあるものがあるかと思われまます。

また、町民の皆様におかれましても同様、この希望の沸いてこない虚しさ、この現状はいつまで続くのかと、消失と忍耐の限界に近づいていると言っても過言ではないことでしょう。少なくとも希望の持てる、また一方に偏り過ぎない公平公正な行政に、1日も早く戻していただきたいと、町民の皆様が願っている次第でございます。

それでは本題に入ります。3月議会に質問した中で、町長がご答弁なされた、検討する、また県に要望するとお答えいただいた問題が多数あります。その進捗状況、またその対応、対策についてお伺いします。

まず最初に、海山区と紀伊長島区においてのこの2年間の事業費約7億円の格差ですが、町長は20年度においては、ある程度解消されたとお答えになりましたが、20年度は目の先です。どのような対策を考えているのか、具体的にお答え願います。

次に、地震津波対策の防波堤に階段を取り付ける件について、その後どのように進んでいるのかも伺います。

また、便ノ山地区において温泉施設建設では、建設を前向きに調査、検討するとのご答弁でした。その後、どのように進んでいるのかも伺います。

次に、町営住宅建設計画について伺います。本年度、調査費の予算計上をしているとのご答弁でしたが、その後の進捗状況をお答えください。

次に、町財政改革と行政指針のあり方について伺います。まず、平成20年度においては地方債償還のピークと言われているが、20年度以降の財政改革、事業方針をどのように考えているのか。メリハリのある事業を行う考えがあるのかをお伺いします。

また、町長は3月議会の所信表明において、行政改革の一環として行政組織として機能の効率化を図り経費の削減を目指すと言われましたが、現状においては広範囲の事業、また作

業が1つの課に集中しているように思われます。特に産業振興課においてその傾向が顕著に現れていると考えますが、町長はどのように考えているのかお伺いします。

また昨今、農地の荒廃が各地で進んでいるように見受けられますが、行政においてどのような指導をなされようとしているのかも伺います。

次に、フレックスタイム制についてお尋ねします。

町長と私とのフレックスタイム制の考えは、いささか違いがあるように思われます。町長は現在フレックスタイム制を実施しているとお考えなのか、そのようにお考えならば効果が十分発揮なされているのかを、ご所見のほどお伺いします。

次に、イベントと職員の対応についてお尋ねします。

合併後、紀北町においてもさまざまなイベントが行われ、その都度、職員の方々が土曜、日曜日、また祭日に出勤し、職員の方々にも家族団らんの一時や、また見聞を広めるための旅行、視察など、さまざまな計画がなされている方も多かろうと思われます。宮仕えの配慮も考え、さまざまなイベントに参加する職員の方はご苦労なさっていることと思われます。

さきほどのフレックスタイム制にも関係いたしますが、土、日曜日のイベントに応援し、平日に代休をとるとなると、平日勤務の方が代休の職員の分の仕事も重なり、時間外までしなければ対応できないとなると、補助金も交付し、また職員のイベント時間外手当もともないです。今後においてある程度の行政指導が必要であると思いますが、どのようなお考えで行っていくのか、ご所見のほどお伺いします。

最後に、「お魚らんど海山」についてお尋ねします。

お魚らんど海山は、議会で承認した指定管理期限が経過した後においても参入業者は営業を継続している状況ではありますが、指定管理期限後の状況はどうなっていたのか、また今後の対応について町長のお考えをお伺いします。

以後は自席で質問させていただきます。

**議長**

奥山町長。

**奥山始郎町長**

川端議員のご質問にお答えします。

最初に、海山区と紀伊長島区における両区の事業費の格差問題についてであります。本年、3月議会においてお答えしましたが、平成16年度から行われました三位一体改革により、補助金の削減や地方交付税の削減に加え、税収などの一般財源総額が大幅に減少し、大変厳

しい財政運営を強いられている状況にあります。

平成17年度に合併した本町にとっては、両区の均衡ある発展に向けて努力をしているところではありますが、このように厳しい財政状況の中、これまで行ってきた事務事業の精査に加え、人件費総額の抑制、補助金の見直し、県下ではその割合が最も高くなっている地方債残高の低減などに取り組み、行政サービスをできる限り落とすことのないように努力をしてきたところでございますが、継続事業などの関係から、両区において事業費に格差が生じているのも事実であります。

この格差問題については、現在、平成20年度当初予算編成を行っているさなかでありまして、優先的に取り組むべき事業を選択しながら、事業費の格差をできる限り圧縮してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと考えております。

次に地震津波対策についてお答えいたします。

3月定例会でもご質問の堤防樋門近くでの階段設置でございますが、3月定例会でお答えしましたように、現在、長島港ではほとんど整備がなされ、引本港でも未設置箇所については、防潮扉の自動化にあわせて、計画的にタラップの取り付けが予定されています。

しかしながら、小山浦等の港湾海岸については、いまだ未設置箇所があることから、その後、尾鷲建設事務所に階段設置の要望を行いました。その結果、平成19年度の海岸維持補修事業として、紀北町内での複数箇所の設置を予定しているとの回答がありました。

階段の設置場所については、県と協議を行ったうえで、地元自治会のご意見も伺ってから、決定する予定でございます。

次に、白浦海岸波高浜、つまり白浦西地区海岸ですね、波高浜の消波ブロックについてのご質問でございますが、人家に近接した前には、防波堤護岸と消波ブロックが設置されていますが、議員ご指摘のとおり、消波ブロックが設置されていない箇所の背後は、切り立った崖と山林であり、台風時などの波浪によって、砂浜の浸食や岩盤崩壊が心配されるため、崖と背中合わせの住民は常に不安を抱いていると聞いています。

このような地元の声を聞かせていただきましたので、県に海岸の整備を要望していますが、県でも、以前と比較して、海浜がわずかに後退していることを確認していることから、環境維持海岸として認識がされていますので、できる限り早く事業化されるよう、引き続き要望をしていく考えでございます。

次に、小山浦ヤシャ谷左岸堤防補強と嵩上げについてのご質問でございますが、3月定例会でもお答えいたしましたように、県に要望書を提出し、すでに県職員と担当課が現地調査

をしています。

議員ご指摘のとおり、護岸の老朽化や津波に対しての高さが不足していることは私も認識していますが、事業化の目処が立っていない状況でございますので、私も直接県に出向くなどして、できる限り早く事業化されるよう、引き続き要望をしていく考えでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、温泉施設の建設についてであります。当初、中山間地域総合整備事業を導入し温泉掘削、関連施設等の調査や整備ができないかを検討を重ねてまいりましたが、この事業での整備は難しいと判断し、担当を企画課に移し検討をさせております。紀北町第一次総合計画の重点プロジェクトであります、観光交流推進プロジェクトの中にも銚子川流域の魅力アップ推進として、銚子川流域の総合的な活用を推進することとしておりまして、前向きに調査検討を進めております。

これまで、平成5年度から7年度にかけ実施いたしました、便ノ山地区温泉調査業務、第1次から第3次を実施した会社にお願ひし、銚子川流域での温泉開発に関し、おおよその温泉掘削費用やランニングコスト等の算定や発展性や利便性等を勘案した最良の試掘場所、また、銚子川への排水方法や浄化設備等につきましても、ご協議をいただいております。

さらには、掘削の方法や掘削に要する期間、温泉掘削に関して考えられる問題点や今後必要な試験・温泉掘削に必要な申請等のご指導も受けております。

これらのことを踏まえ、引き続き調査検討を進めてまいりますが、開発地域が清流として名高い銚子川流域ということもあり、整備につきましても、特に排水対策を十分に検討する事が重要であるとともに、全体の事業構想、温浴ビジネスの動向等による整備の方向性、市場調査と分析、整備後の管理方法、整備事業費等を勘案した整備計画が必要であると考えております。

整備計画策定には、専門的な知識が必要となることから、この分野に精通した企業等にお願ひし、今後の進め方についてご協力をいただいております。

なお、整備に関する計画の策定につきましても、今後、費用が発生するものと考えておりまして、このことも含め、引き続き検討を続けてまいりますので、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、町営住宅の建設についてのご質問でございますが、現在、町営住宅は25団地で、管理戸数は295戸でございます。平成19年度においては、住宅整備計画検討の予算を計上しております。町財政の厳しい状況ではございますが、今後の住宅整備について現状の把握と住

民のニーズに即応していく考えでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、平成20年度以降の町財政改革と行政指針のあり方についてであります。議員ご指摘のとおり、地方債償還のピークが平成20年度となることを見込まれておまして、そのピークをできる限り抑えるべく借入額の抑制と、国における補償金免除による繰上償還や借り換えにより利子負担を1円でも軽減を図るべく努力しているところでございます。

しかしながら、先に申し上げましたように、地方交付税などの一般財源が大幅に削減されている中で、平成20年度以降においても厳しい財政状況が続くものと予想されます。

住民の皆様からのご要望は多々ありますが、これに対応するためには、現在取り組んでいる行財政改革による歳出の徹底した見直しと歳入確保対策が必要で、中でも人件費総額の削減、地方債の償還に当たる公債費の削減が最も重要と考えております。平成22年度以降は、定年による大量退職で職員数の削減が見込まれることから平成23年度以降には、一定の効果が現れてくるものと考えております。

今後の指針としましては、限られた財源を有効に活用し、住民の皆様の安全安心にかかわるもの、特に住民の生命にかかわるものなどは何よりも優先して実施してまいりたいと考えております。

次に、行政組織の機能の効率化についてであります。本年3月定例会での所信表明の行財政改革の部分で「行政組織の機能の効率化を図り、経費の削減を目指すために組織、機構の見直しをする」として、本年4月から海山総合支所の本庁への統合と紀伊長島総合支所の「課」を「室」に改めることや人件費の削減等を表明させていただいたところであります。

もちろん、これで終了したわけではなく、行政組織の機能の効率化につきましては、行財政改革を推進していくうえで、住民サービスにも直結する重要な事項であると認識しており、本年1月に策定した「紀北町行財政改革大綱アクションプログラム」に示させていただきましたP D C Aサイクルに基づき、あらゆる分野から検証していく必要があります。産業振興課につきましても、町の発展のためには農林水産業と商工観光は一体となって行政運営したほうが効率的で住民サービスの点からも良いと判断したところでありますが、議員ご指摘の部分につきましては、今後の参考とさせていただきたいと考えております。

本年度におきましても、行財政改革推進本部では、各課での取り組み管理表を作成し年間スケジュールを立てて進捗管理を行っており、また、ワーキンググループでは、事務改善策について検討を重ねてまいりましたが、このほど結果調書を推進本部に提出したところであり、現在、行財政改革推進本部及び各課において、実施に向けて協議しているところであり

ます。

今後におきましても、本町の財政状況を厳しく認識し、議員並びに町民の皆様のご協力の下、事務事業の効果・効率性の追求に向け職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。

次に、農地の荒廃が進む中での行政の対応策についてであります。議員ご指摘のとおり、現在紀北町内においては農地の荒廃が進んでおり、優良農地ですら荒廃し始めている現状でございます。その原因といたしましては、「高齢化や後継者不足」、「有害鳥獣による作物被害」、「価格の低迷」、「狭小な土地条件」、「相続による農地の分散」、「大消費地から離れている」などがあり、荒廃が進んだと考えられます。

これらの農地の荒廃により病虫害の発生、有害鳥獣の潜入及び繁殖、農道や用排水路の機能低下、景観の悪化等のさまざまな問題が発生しています。

今後につきましては、「広報きほく」や行政放送によって農地の草刈り、保全管理の必要性や獣害対策への周知をする一方で、農業委員、町職員による農地パトロールの強化及び各水利組合会員、農業者からの情報収集に努めます。

また、基盤整備においては、揚水施設の改修及び獣害対策用電柵等設置に対する補助などの継続、また国や県の助成事業を有効に活用しながら、農業者を支援してまいります。

次に、フレックスタイム制についてのご質問ですが、本町の厳しい財政事情の中、行財政改革の取り組みの一環として人件費を削減いたしました。平成19年度から特別職報酬等の削減、一般職の管理職手当、期末勤勉手当の役職加算、特殊勤務手当等の削減、時間外勤務手当の抑制を行っております。

特に、時間外勤務手当の取り組みにつきましては、当初予算ベースで昨年度と比べて20%の削減を行っており、年間の時間外勤務手当は、1人当たり13万1,230円となっております。またフレックスタイム制の導入であります。今年度におきましても時間外勤務をした翌日の出勤につきましては、時差出勤という形で実施して時間外勤務の削減及び職員の健康管理に努めているところでございます。

また、イベント事業等により、休日、祝日に時間外勤務命令をした場合におきましては、休日振替や代休を取得するよう、各課長に指導し課員の健康管理に努めるよう指導しているところでございます。私も時間外勤務は恒常的に行われるものではなく、一時的に行われるものであると認識しておりますので、職員の健康管理やメンタルヘルス等の面も考え、現在、全庁的に事務事業の改善に取り組んでおりますが、なるべく時間外勤務をしないでもいいよ

うに工夫するとともに、時間外勤務を削減したことで住民サービスが低下しないよう考えたいと思います。

次に、イベント事業と職員の対応についてのご質問ですが、本町では年間を通してさまざまなイベントが行われておりますが、行政と実行委員会において共同で開催しているもの、実行委員会のみで開催しているもの等、その形態もさまざまで、イベントによっては、開催前の会議や準備等まで担当課がかかわっているものもあり、そのことで時間外勤務が増えていることも認識しております。

また、イベントは、休日に行われることが多いことから、休日の時間外勤務につきましては、さきほども申し上げましたが、休日振替や代休を取得するよう指導しているところであります。議員ご指摘はごもっともではありますが、各種のイベントは、町の活性化を図るうえでも必要なことでもありますので、それぞれのイベントのあり方を検証しながら、実行委員会等が自立できる組織となるよう体制強化を図り、行政との役割分担を明確にしていくよう努めてまいりたいと考えております。

お魚らんど海山は、高速道路海山インターチェンジの取り付け部分にかかることから、施設参入業者らとの紛争が発生しておりますが、参入業者らは国から提示された移転補償費等を不服として、国及び町に対し「相当な解決金を支払うべきである」という趣旨の調停申し立てをしましたが、町の基本的な考えとしましては、継続営業するについては、土地の所有者から建物用地の返還の申し入れがありますこと、移転場所もすぐには見つからないこと、そしてたとえ移転建設は可能となったとしても公の施設である以上、特定の人の使用を決めて建設をすることができないことから継続営業は認められません。また補償金につきましても、参入業者への補償は別に国が支払うことになっており、町としては参入業者が正当な理由に基づかない要求をし、町がこれに応じていくことは行政として町民全体の利益を守り、町民の平等、公平を保たなければならないという義務から応じられないことであり、そのことは変えられません。

そうしたことから、双方の折り合いがつかず調停は不調に終わったのですが、指定管理期限後の状況を申し上げますと、以前の参入業者3業者の内、1業者は町との指定管理協定のおり平成19年9月30日をもって退去しておりますが、残りの2業者は町との調停が不調に終わり、補償金や継続営業することが認められなかったこと等から施設を不法に占有し営業を続けております。

このことに対しまして、町は占有する2業者に退去いただく旨の通告書を事前通告も含め

4 通手渡しましたが、それを無視したため、平成19年10月29日付けで建物明け渡しを求める仮処分命令の申立てを津地方裁判所に提出した次第です。

しかし、町の主張が裁判所に認められず、このまま不法占有が続くことになると、多くの深刻な影響がでてきます。具体的に申し上げますと、1つ目は、災害に強い高速道路整備は、緊急医療や安心安全のまちづくりに不可欠であることから、「命の道」として紀北町の区間は早期に道路を整備する新直轄方式が採用されましたが、その努力が無駄になってしまいます。それと申しますのは東海、東南海、南海地震による大混乱が発生した場合、「命の道」なくして、より安全で適正な災害対策は難しくなること。

次に、全国屈指の多雨地帯であることから唯一の幹線である国道がしばしば通行止めになる当地区において、医療体制の遅れから、生命に関わる患者等を設備の整った医療機関に搬送するには「命の道」なくしてできないこと。

また、唯一の幹線道路である国道が寸断されれば、流通体制を確保することはできないこと等、多くの問題が発生するからです。

そのことから、1日も早い高速道路の建設を願い何度も地域住民による要望活動が実施されてきたわけですが、不法占有が続けば、これを結果的に否定することとなります。

2つ目は、海山インターチェンジは工法的にも期間がかかり、あとの高速道路の本線工事の効率化にも大きく影響を与えることから、地域住民が望む高速道路の建設工事の早期完成が大幅に遅れ、地域活性化への道も遠のくものと考えます。

3つ目は、指定管理者制度における指定管理期間の遵守の原則が崩れることで、指定管理者制度を導入している町の他の施設も指定管理期限が過ぎても立ち退かない本施設と同様の状況が発生しかねません。指定管理者制度は公共施設運営を民間に開放することで、行政改革を推進するうえで、全国の自治体が導入しておりますが、このことが大きな影響を及ぼし、行政改革が進まなくなるものと思われまます。

4つ目は、当施設用地の所有者が、町に貸していた土地が契約が切れても返還されないことで町との信頼関係が壊れ、また、1日も早く国との売買契約を締結したいができないことで、多額の損害を被ることになり、町と占有者との成り行きを黙視できないことで、事態の混乱が懸念されます。

最後に、町にとりましてこのまま公共施設の不法占有が続けば、紀北町民の町行政に対する信頼を著しく失う結果になるばかりでなく、施設等にかかる町民の負担も続くことになります。

以上のことが起こらないよう、建物明け渡しを求める仮処分命令の申立てを行ったわけですが、これまでこの申立ての手続きにかかる裁判所からの双方の聞き取りが3回行われ、その結果はまだ裁判所からは出されていない状況であります。今後の対応につきましては、町の建物明け渡しの仮処分命令を求める主張が裁判所に認められれば、占有者に対して裁判所から退去命令が出されることとなります

そうなれば、町及び土地の所有者は、国と補償交渉を進めることができ、施設全体の補償を受けることができます。

町としましては、これまで申し上げてきましたように、事態が解決されるよう、できるだけ努力をしてきましたが、このような憂慮すべき現在の状況に陥ってしまったことについては、町民並びに議会に深くお詫び申し上げます。

私としましては、施設を占有する2業者が自主的に退去していただくことを切に願っておりますが、新しい局面も発生しておりますので、町民並びに議会に納得していただけるような対応で臨んでいきたいと思っております。

以上でございます。

議長

5番 川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

まず、両区の格差の問題からお尋ねしますが、3月議会のご答弁とはいささかトーンダウンしたようなご答弁をいただきましたですけど、さきほどもお尋ねしましたが、20年度は目の先ですが、今一度にこの7億円のこの格差を縮めるのは大変難しいと思います。でも2年間でこの7億円が発生したということも事実でありまして、20年度すぐそこですから、町長具体的にどのような、その格差の縮め方をするのか、明確にご答弁お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

具体的に申し上げることは、当初予算20年度のですね、編成の査定の中でいろいろ議論が展開されることからですね、基本的に申し上げましたように両区が均衡ある発展をしていくべく、諸課題について真摯に考えてまいりたいと、そのように思います。

議長

5番 川端龍雄君。

## 5番 川端龍雄議員

町長、均衡ということはね、今は均衡になってないんですわ。やはりこれは町長の行政によって、両区の間風をね、町長が注ぐということにもなりかねんです。いやなりかねんて、なっている、少しはなっているように私は思っております。町長の認識はどうか分かりませんが、20年度、すぐ12月議会終えてすぐその具体的な町長の施策も何ら、今、この発表できないというかお答えにならないような、まだ全然その方向性はわからないんですか。かなり金額的な大きなこれを、町長は20年度においては緩和するというご答弁がなされて、今もそのようにご答弁がなされて、お答えができないということはどのようなお考えなのか、もう一度お尋ねします。

議長

町長。

奥山始郎町長

基本的にですね、この格差を是正していこうという姿勢を忘れることなく、予算編成で対応していくことによって、議員がおっしゃる格差是正について、一步でも前進していく気持ちであります。

議長

川端龍雄君。

## 5番 川端龍雄議員

何度も言っても明解なご答弁がなされないですけど、やはり町長も行政のトップとして、合併したからやはり公平公正に行政を行っていただきたいと思います。

次に、この地震津波の件ですけど、町長は要望、今の白浦波高海岸、また小山のヤシャ谷の崩壊、また嵩上げ要望していると言ってますけど、3月議会から9ヵ月経ってます。町長におきましてはいろいろ県、または県会議員の先生方とのお話があったとことと思いますが、いまだなおかつ、まだお願いしてないと、さきほどのご答弁でこれからお願いせなあかんというように言いましたが、やはりトップとして町長も、県の方も十二分に現場を認識しているとご答弁がなされて、なおかつまだお願いに行っていないということは、やはりもしもいろんな、この大地震とか何か来た場合のことを考えれば、やはりそういうことをもう少し真摯に考えて、早期に実行するのが行政のトップのあり方と思われまます。

是非、この件に関してはそういうことも町民のことを踏まえて、なるべく早くお願いをして、それに対応していただきたいと思います。

次に、便ノ山地区の温泉施設でございますが、前の、今も言ったように前とかなりトーンがダウンしていますけど、やはりこれ町長、これ前回でも便ノ山地区の有識者10数名と、町長はじめ三役の方とお会い会談して、この本庁舎で会談して、町長のいろんなお話の中で、大変この有識者の方が会しながら喜んで、これは近々望みがかなうなというような面で、皆さんお帰りになりましたが、やはり町長のこのお話いかんによって、町民の方がさまざまな喜びや悲しみを抱くわけです。その一時喜びに浸して、あとでまた冷や水を被せるというようなことでは、やはり町民が信頼が町長に対して薄らぐと思います。

今、ご答弁いただいたことに関して、やはりもう少し積極的なご答弁をいただきたいんですけど、その今、協議をいただいている。また企業とはいろいろ協議の中で協力もいただいているとおっしゃいましたが、この企業というのはどのような企業で、どのような進め方をやっているのか。また、この設備に関する今後の費用の発生とも言いましたですけど、来年度にこの予算の計上するお考えがあるのかどうか、お答え願います。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

この銚子川の流域の開発につきましてですね、私の頭の中で意欲が消滅してしまったものではありません。私の中ではですね3月、またその春に申し上げたような情熱というものは、ずっと温存されております。しかしながら、議員も承知していると思いますけれども、財政もあるし、この問題を深く探求していくといろいろな課題が生じてきます。特に壇上で申し上げたようにですね排水処理、温浴から出てくる排水処理についてのですね、さまざまな対応が出てくるわけなんですね。それから財政、それからどのようなことでこれを地域の住民の皆様と、それから交流してくれる方々に対してですね、より効果的なものかということを含めて、検討してるところであります。

どのような企業かということについては、今のところどうですか、言えませんね。ちょっと企業名はちょっと伏せさせていただきたい、申し訳ない。ですから、申し上げたとおりですね、いろんな調査を今進めておりますんで、ご理解をいただきたいと思います。

**議長**

川端龍雄君。

**5番 川端龍雄議員**

さきほどちょっと質問しましたが、来年度にその調査の費用も計上するのかということ

をお尋ねします。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのことについて、調査費用が必要ということも認めることができるならば、前向きに考えたいと思います。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

さきほどは町長の費用も要するというもおっしゃいましたので、町長の費用も要ということがあれば、それを計上するというように受け取ります。町長の気持ちが情熱が失せてないというようなお言葉をお聞きいたしましたので、関係者の方も期待を持って今後とも楽しみにしていくことと思います。

町営住宅に関しては、さきほど町長からお聞きいたしました。

次に、財政改革の趣旨についてですけど、やはりさきほども質問の中でお尋ねしましたけど、この13億円というお金をこの削減され、起債削減されるということは、当然事業もそんだけやってないと、事業なければ削減もかなり可能、ことができますけど、今の紀北町という、現在みますと冷え込んでおりますんですね。町長もご存じのように財政が厳しいのが、町民の方も町長は絶えず一口開けば厳しい厳しいとおっしゃいますから、町民の方もその点はわかっておると思います。

でも、何も事業、何もというより事業をしなければ、それでいいんかというような問題でもないし、やはり行政においては、やはりある程度のメリハリ付けた事業もし、また希望も持てるようにするのが、町長の仕事じゃないかと思います。これ釈迦に説法ということですが、やはりその厳しい中でも、やはり来年度は20年度はどういうようなメリハリの付けたような事業ということを、町長は考えておられるか、目玉の事業というのか、その点一つお伺いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

おっしゃるとおりでしてね、地方債の削減をしていくのは、一つはうちの財政の健全化を

目指しておりますが、県下でも下位におると、その数からいって。この前新聞でも言われたように、財政規模に対する地方債の割合の数値も出ておりましたが、それも県下で下位にあります。

そういうことはですね、町民の皆様にとれほどの不安だとか、虚しさとか悔しさを思わせるかわからないというところもあります。財政健全化を進めながらですね、この地方債削減をしてきておりますので、ご理解は先刻承知いたしておりますけれども、なお必要の緊急度の高い必要性のあるものについては、これは総合的な判断をするべきであると、このように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

今の財政の状況も私なりには理解しているつもりなんですけど、やはり町長がマイナスの厳しい厳しいという町民に言うことに対して、町民がやはり希望を失うというか、やはり今の起債 130億円、140億円といってますけど、やはり実質的には57%ぐらいのことは交付税の措置がされるということも、やはりこの町民にもわかっていただいていることも踏まえて、いろんなその厳しい中でも現実はこちらやということも、やはり町民に理解してもらう必要があろうかと思えます。

それと、今この産業振興課のこの今、機構の問題もおっしゃいましたけど、私は提案はまだしておりませんので、参考にしていただくと町長ご答弁なされましたけど、どのように町長のお考えかということをお尋ねしましたんですけど、やはり町長も、各皆さんもご存じのように大変一極集中というか、これは水産商工農林とかいろいろ一極にしたら、その効率的には楽というのかいろんな削減ができると思えますけれど、やはり今、紀北町においては水産とか商工、特に紀伊長島地区においては盛んで、そこだけにおいてでも1課が作業というのか、でも大変だと思われるところへ、やはりこの両区の合併して水産商工、それから農林とかいろいろありますけど、これ課長もおりますけど、大変なこちらから見ても業務と思えますのですわね。

それぐらいやはり、この議会においてもかなり質問、一般質問だけやなしに、いろんな委員会質問においても、大変この苦勞なされておると、それに対応は100%できるかというところでもない、やはり資料の、莫大な資料いろんな用意せなお答えできにくいという問題もあろうかと思えます。町長においては来年も今のままの機構でいくというお考えなのか、

それとも今すぐ始まった事態ではありませんのでですね、いろいろ把握しておると思いますが、どのようにお考えなのか、明確にちょっとご答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご指摘の意味はよく私も理解をさせていただくところでございますけれども、財政が非常に厳しいからといってですね、町の元気が出るような活性化策というものがが必要です。常に求められているものであります。

ですから、産業振興課を中心に考えるならばですね活性化について、それだけではありませんけれども、イベントの開催が非常に大きくなってきております。それゆえにご指摘のように時間外も、それから事務事業も相当担当課として苦勞しております。それが水産農林を加えてですね、商工観光も産業振興にございます。そのことは19年度の18年度末ですね、その中でもですね統合すべきなのか、また分散したほうがいいのか、より効果があるのかということ随分議論しました。しましたけど、結局は今の形に落ち着いたわけなんですけど、これを、これは一つの課題として20年度にはどうするかも、これは議論は必要だと考えております。

しかしながら、19年度から始まったこの5つの部門についてですね、早速また変えていくことについての抵抗感もなくはないですね。それから行財政組織機構を対応していくときに、課が増えていくことは抵抗があるのか、それともそれはやむを得ず必要であったら、住民サービスを維持するうえでですね、必要ではないかという考え方、いろんなことがあると思いますが、今一度よくこの組織機構について庁内でよく協議をしていきたいと思っております。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

町長のお気持ちはわかりますけども、やはり今年始めたから来年はそれが変わらないということも多少ありますけど、やはり今年がやって、大変ちょっと考え違い、いろいろ大変だなと思うて変える、この勇気ある決断もこれも大切やと思っておりますね。十二分にそのこのと町長はまたお考えいただきたいと思っております。

次に、フレックスタイム制とイベントと同じような関連ありますので、それをお尋ねします。さきほど農地の件に関しては町長いろいろお答えいただきましたので、フレックス制の

ほうへ移りたいと思います。

町長はフレックスタイム制を今現在履行しておるといようなお考えの答弁でしたが、私は元来二度三度フレックスタイム制について、今まで伺いましたんですけど、例としましてね、この三重県の玉城町では5年ぐらい前からやっていますね。私ちょっと議長会でもいろいろ向こうの議長さんとお話したら、そのとき半分というのか、約1,500万円は軽減できたといようなお話も聞いています。

そのフレックス制、町長言う代休をとって時間差という、その時間差がどのような時間差か私も把握しておりませんが、向こうのフレックスタイム制というのは普通の定時と、それから10時ぐらいから19時までという、このそれは課長の判断によってそれをしておると、ということは当時の町長が夜時間外が多いので、6時、7時まで役場が開いておると、その玄関だけ閉めておくということはとんでもないと、同じ役場開けておくら玄関も開けて、そのように住民の方も入っていただけということをして、その夜の7時までと庁舎を開けるということをして、良い結果が今なおそれを行っておるといことで、町長のフレックスタイム制とは、私はいささか違うと思います。

さきほどのイベントの件にも言いましたが、やはり土・日・祭日イベントとすると、これは代休で平日代休とりますね。そうするとその平日の方が代休された方の分をやはり仕事しなければならぬ場合もあると、そうなるとその日に消化できないと残業すると、ということはイベントに行き、さきほども言いましたが、それはいろんな補助金の対象の方のイベントもつくと思います。それで今度時間外もするのが加算されます。そういうことは町長ご認識のうえで、やはり今の体制が正しいといか、そういうようにお考えなのかどうか、今後そのような今7時までという、そういうような遅く出てきて遅くまでおるといような二交代制といか、そういうような制度は今後考えられないものか、その点ひとつご答弁願いたい。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

議員のフレックスタイム制というものは、ご指摘言われたように、されたように私は考えていることとちょっと違うんですね。ですから玉城町の例を出されてですね、通常的にフレックスをやっていってですね、それから夜間といか、閉庁時間を7時までにするということ、そういうことをやっておられる地方自治体もあると新聞では伺っております。そのこ

とについてご提案を受けた、承ってですね、今後の庁舎の勤務時間のあり方について、庁内でよく協議をしていきたいと思えます。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

今のこのフレックスタイム制にこだわるということはですね、今現在においてもこの時間外が一向に縮小されないのが現実なんですわね。少しね、この補正の組み方の時間外に対して荒っぽいですわね。町長もご存じのように18年度当初 2,900万円でしたかね、ちょっと資料持ち合わせてないんですが、2,900万某の当初時間外のみ、時間外だけの手当を予算計上して、これ12月議会でしたかね、またそれを補正で 2,100万円また追加したんですわね。その後、この3月いっぱいの精算したときに 800万円近い金を不用額として残したんじゃないですか。

それね町長も補助金の問題にもかかわりますけどさね、補助金の今年度1割カットとかいろいろこの大変なカットされたら困るというところでも1割カットというような、今年実行いたしましてさね、極端な言い方すれば、町長職員だけが、町長の身内というのか近くの者だけが優遇というのか、その12月議会でさね 2,100万円の補正を時間外で出して、それを 800万円近い金をまた戻すと、不用にすると、こういうような荒っぽいことは町長まかり回っておるんですよ。町長はそれを要求して、また認めさせておるんですよ。そういうことに関して町長はさきほど1円の金でもいろんなことで、公庫でいろんな借りておる金をさね、少ないほうにせなあかんと言うておって、こういうような荒っぽいことがさね現実して、おそらく今年、それが5%の当初の時間外手当のその予定を 7.8%に増やして、何にもというのか、何にもそれを反省するまでもなくまだ継続して、今年度4%のこの時間外手当も、町長それちゃんとそれで守れるということが出来ますか、その辺ちょっとご答弁願います。

議長

町長。

奥山始郎町長

厳しいご指摘ですけども、4%にしてですね、できるだけその内々で収めていきたいと努力をしておりますけれども、今の状況では非常に難しいような状況が見受けられますので、今後もできるだけその時間外を増やさない、減らしていきたい、その気持ちには変わりはありません。

議長

川端龍雄君。

5番 川端龍雄議員

町長、現在職員がね、今、町長のこれからの計画にもありますけど、この18年度からですかね5年間で、23年度まで、やはり30人の職員の削減ということを目標にしておるわけですかね。

ということは、現在職員がやはり多いということが言えますわね。職員がたくさん、たくさんというか職員が多い中で、時間外もどんどん増やすと、なおかつ今でも町長ご答弁で、厳しいと町長が言いましたけど、町民がなおそれ以上に厳しいんですよ。職員に対しては厳しいと今町長は言いましたですけど、当たり前のことやと思います。初めから予算計上しておるんですわね。それを12月議会、何議会と、特別な災害云々の場合はこれは致し方ないですけど、やはりこれはあくまでも町長の姿勢なんですわ。昨年度も言いましたけど、副町長、当時の助役ですけどさね、あれ4月18日かな、今の副町長が命令書出しておるんですよ、命令書。時間外手当は各課長がちゃんと把握してからしなさいと、それを5%が7.8%に、住民から言ったらとんでもないことですわ。

町長はそのような厳しいというようなことを認識するというのが、これは町民に対して失礼なことで、町職員だけが優遇されると町長は思っておられるかどうか、その辺もひとつお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

町の職員は優遇というような考えは持ってません。ただ、合併しましてですね、事務事業が非常に増えていることも事実であります。その中で指摘を受けて、なぜ時間外が多いのかと、もちろん職員すべての自覚が必要ですし、今後も気を引き締めてですね、時間外の削減、健康管理について努力していきたいと思えます。

5番 川端龍雄議員

あと何分ありますか。

議長

あと4分です。

川端龍雄君。

## 5番 川端龍雄議員

やはりね町長、そういうこと町長自身から、やはり厳しく実行していただきたいと思えます。何度も何度も、それからやはりこの今の時間外、それだけの時間外をいろんな補助金の適正な補助金のほうへ回していただいてさね、この初日の議会でも議員が言われましたように、スポーツ団体、学生のソフトボール、またバスケット、水泳、サッカー、いろんなところの団体が補助金をいただいてないこの組織を、やっぱりこれから補助金の対象にするとか、時間外手当の削減したら十二分にそれが、まだ余るぐらいそれが補助金出せます。

それでやはり、その補助金の一律カットというような、ちょっとあまり無策なカットにしないで、精査してやはりカットする場合はすると、出す場合は出すというようにしていただきたいと思えます。

町長、これ何かあれにありました、アートのあるまちづくりの会員名簿で、町長から三役、四役が入ってますけどさね、これ今後こういうような町長団体に入って補助金をまた出すというような、そんなお考えあるんじゃないでしょうかね。巷におったら趣味で、趣味だというようなこのちょっと荒い言い方もありますしさね、この入ってましたけど、町長の名前、副町長、それから収入役、教育長、またいろいろな方が載ってますけど、こういうような事業を起こして、ある程度町長は生命にかかることを優先的にということは、あの事業も生命にかかるような事業ですかね町長、その点ひとつお答え願います。

### 議長

町長。

### 奥山始郎町長

アートのあるまちづくりを目指す会というのも、私は理解をしております。もちろん生命財産を守っていくのが行政の本旨でありますけれども、芸術だとか、それから文化に対する配慮もこれは行政上必要なものと思えます。

しかしながら、指摘されるように補助金の対象になるかどうか、それは現在のところ想像しておりません。

### 議長

川端龍雄君。

## 5番 川端龍雄議員

現在も今後もそういうような団体に町長が入って、それを考えていくということは、ちょっと大変なことだと町民も黙ってはおれんと思えます。町長、これ財産いろんな補助金の問

題もあります。

それとさきほどのお魚らんの問題ですけど、このお魚らんの問題はね、これは指定管理者制度の根幹にかかわることで、この町長の的確公正なる、今後の判断を問われるわけです。

それとさきほど最後のほうで、新しい局面に入っておるといような、ちょっとご答弁がありましたけど、新しい局面とはどのような局面か、その辺ちょっとお伺いします。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

去る12月12日、第3回の審尋におきまして、相手側の補償金要求の提示があり、それに対するですね、町側の反論が裁判官より求められておるわけで、それが新しい局面というふう

に受け止めております。

**5番 川端龍雄議員**

以上で、質問終わります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

**議長**

北村議員。

**6番 北村博司議員**

通告外の補助対象でも何でもない団体のこと、なぜ発言認めるのか。あなたなぜ止めないのですか。補助金の問題じゃないでしょう。それわかっているでしょう。

**議長**

別に補助金。

**6番 北村博司議員**

補助金を出す出さんという議論のなかに、なぜ民間の団体がですね、議論になるんですか。議長あなたは通告外のことになぜ止めないんですか。あなたの議事進行はおかしい。

**議長**

お答えします。それは財政面で一応川端議員が関連ということで質問したんだろうと思います。そやさかいに出さないでしょうねというように言うただけで、それはそれでいいんじゃないかと思います。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

議長の今のさばき方でいいんじゃないですかと、これは財政であって、これをアートに出したら、予算で計上して出したやつですよ。補助金とかどうかということはまた別問題として、今、川端議員が言うたようにですね、補助金を出すんじゃないかと、これ仮定の問題です。しかし、これは原点の原本は出しています。予算に 700～ 800万円認めたくないですか、だからこれ財政の中には当然これ入れるべきものです。これは私も言うております。次の私の財政の進捗状況になったら出ますから、これは今の議長が言うたさばき方でいいんじゃないですか。

6番 北村博司議員

議長、討論を許すんですか、議事進行に対して。

あなたはどんな議事進行を、討論させたらあかんでしょうが、議事進行の発言について、関連発言は認めないのが。

議長

そういうことで北村議員がはっきりと言いましたので、入江議員の今の討論は差し控えていただきたいと、こう思います。

議長

次に、14番 中本衛君の発言を許します。

14番 中本衛議員

14番 中本衛、平成19年12月の一般質問に、議長の許可を得て参加いたします。

私からは、新たな財源確保についてお伺いいたします。

さきほど前質問者に対する町長のご答弁もございましたが、先だって三重県は2006年度の全29市町の普通会計決算概要をまとめました。それによりますと、一般財源のうち人件費や扶助費などの義務的経費の占める割合を示す経常収支比率は、高いほど財政が硬直化していることとなりますが、県平均は87.1%で、前年度よりも 0.2ポイント改善されています。

本町においては95.7%で警戒ラインといわれる90%を超え、29市町のうちワースト2位あります。地方債の残高も住民1人当たり70万円台で県下3位以内であります。今後、三位一体改革の影響で地方交付税はさらに縮減される見通しで、交付税に依存する本町においては厳しい財政状況にあります。

本町のように財政難に苦しむ地方自治体に、NPO法人、ホームタウン・ドナー・クラブが、中央集権から地方分権へと転換し、地方自治への再生を目指すことの有行な手段として、「寄付による投票条例」が提唱されています。

「寄付による投票条例」とは、自治体が個性あるまちづくりを進めるために、数種類の具体的な事業、政策、メニューや事業額を提示します。つまり受皿を整備して、地元住民ばかりでなく、全国の個人や企業から寄付を募り、寄付という新たな財源を確保して、事業を実施する仕組みのことです。この仕組みは、寄付の出し手が寄付で政策を自らの手で選択することになります。個別政策の賛否を問う住民投票に似ていることから、「寄付による投票条例」と名づけています。寄付の集まり具合は、寄付者の公共サービスへのニーズを反映したものとなり、直接的に民意を汲み取ることができることに大きな特徴があります。

さらに、国政の大きな課題である三位一体改革にも、大きく寄与するものと考えられます。それには、1つとして、自治体への寄付には優遇税制があるために、寄付した者には減税効果があります。この減税効果は、国税の税率が地方税よりも高いために、相対的に地方税よりも国税に大きな減収をもたらすと同時に、国税の減収分が地方自治体の財源になります。

このため、結果として、国から地方への税源の移譲効果がございます。

2つ目として、寄付は自主財源であるために、自由な発想で地域ニーズを組んだ事業費を立案できます。国の補助金に関係した規制に縛られることがなく、補助金がなくても事業費を賄えます。

3つ目に、寄付者は地元住民に限らないので、都市部の住民、例えば東京都の住民がふるさとへ寄付をすると、その寄付は自治体間の財政力格差を調整する地方交付税と同様の役割も期待できます。

これらの提唱を参考にして、寄付条例を導入した自治体は、全国のトップを切って長野県泰阜村から始まり、10月現在では27市町村まで広がり、最近では県内で初めて志摩市が新年早々にも施行される見通しです。

長野県泰阜村思いやり基金事業の報告では、第1期平成16年度寄付の概況は、総額 919万 8,207円で、170件の寄付の申し込みがございました。1件当たりの平均額は5万 4,107円となっています。また寄付金を適正に運用した結果 737円の運用益が生じ、基金残高は 919万 8,944円となっています。運用益については職務段階で政策メニューごとに按分する方針で、政策メニュー別では、

1つ「感性教育を大切にする村づくりとし、その事業内容は、老朽化した学校美術館の修

復を行い、村民の心のよりどころとします」を掲げ、寄付目標額を 1,000万円とし、その寄付額は 195万 371円で68件。

2つ目は、福祉健康の村づくりで、その事業内容は現在村が行っている「きめ細かな在宅福祉サービスを維持し、向上します」として、寄付目標額を 500万円とし、寄付額が 310万 2,000円で88件。

3つ目の環境保全の村づくりでは、「自然エネルギーを活用した発電施設を公共施設に設置し、将来的には助成制度を創設して一般家庭への自然エネルギー活用の促進も考えています」を事業内容とし、寄付目標額は 1,000万円とし、110万 5,000円で68件となっています。

その他指定なしが 304万 836円で40件あり、これらの地域別内容は村内在が 173万 8,207円で18件、村内を含まない県内在が 209万円で33件、続いて愛知県が 249万 5,000円で15件、東京都が98万 5,000円で38件、福岡県が27万円で3件となっています。

村出身者の親睦団体である首都圏泰阜会が 160万円で43件、中京泰阜会が 142万円で10件となっていて、個人団体率では個人が 835万 2,836円で 164件、団体が83万 5,371円で5件、匿名のための個人か団体か判断できかねる寄付が1万円で1件となっています。

寄付額別では、最高額が個人の 100万円であり、1万円が51人と最も多く1件当たりの平均額は5万 4,107円で、それぞれの事業別では個人が5万 932円、団体が16万 7,074円となっております。

なお、泰阜村の寄付総額の歳入全体に占める割合は、平成15年度決算の数字を利用しますと 0.4%、村税に対する割合は 4.8%、村民税に対する割合は21.5%となっていて、寄付が貴重な自主財源となっていることが伺えます。

また一方、志摩市では市外で活躍する市出身者らによって、昨年結成された志摩人の会の集まりで、会員の間から市の豊かな海、伝統ある祭りや芸能などを後世に伝えるために、寄付金を有効利用する制度を設けてほしいという要望があり、これをきっかけに志摩市が「ふるさと応援寄付条例」を制定する運びのようでございます。

このようなことは、他の市町村にも一気にブームとなっていきそうな気がいたしますが、財政に苦しむ本町においても寄付による投票条例のようなものを制定に向けて取り組むべきであると思いますが、町長のご所信をお伺いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

中本議員のご質問にお答えします。

新たな財源の確保「寄付による投票条例」の制定についてであります。 「寄付による投票条例」は、「寄付条例」とも言われており、環境保全や文化財保護、福祉向上などあらかじめ具体的な事業での使い道を示し、自分が住んでいる町や、遠隔の市町村の政策について寄付金で支援する制度であり、すなわち住民が複数の政策メニューの中から寄付という形で政策を選択すると同時に財源を負担して実現を図る新たなまちづくりの仕組みで、全国で27の自治体が制定していると聞いています。

議員ご指摘のとおり、「寄付による投票条例」の制定には、新たな自主財源の確保、住民参加型の地方自治の推進、共感する都市住民の寄付、寄付者の減税効果、全国に対する本町のアピールなどのメリットがあります。

本町においても、三位一体改革の影響で地方交付税が縮減され厳しい財政状況にあります。このような中、町としても自主財源確保のための多様な手段を用意する必要があります。積極的に寄付を募る「寄付による投票条例」の制定もその一つでありますし、「寄付による投票条例」の導入は、3月議会定例会の平成19年度施政方針の中で述べさせていただいた「自立をめざし、住民と行政とがともに歩むまちづくり」を推進していくための有効な手段であると考えます。

この条例は、財政難のおり、政策に対する住民の意見を尊重するというだけでなく、資金的な協力も仰ごうというものであり、本町におきましても先行する自治体の状況把握に努め、条例の名称や内容、それに伴う基金条例の制定、予算計上等について調査研究するとともに、議員の貴重な提案であります「寄付による投票条例」については積極的に検討し、制定に努めたいと考えております。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

ただいま町長のご答弁で、積極的に取り組む方向で考えていくと、このようなご答弁がございましたので、再質問はございませんが、その時期的、できる、その制定する時期ですね。来年度内に想定されているのかどうか、これだけ伺っておきます。

議長

町長。

奥山始郎町長

来年度に制定できるとしてもですね、後半ではないかなと思います。

以上です。

議長

中本衛君。

14番 中本衛議員

是非、積極的に取り組んでいただいて、早く制定できるように極力要望しておきます。

以上で終わります。

議長

これで中本衛君の質問を終わります。

---

議長

ここで11時10分まで暫時休憩いたします。

(午前 10時 57分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 10分)

---

議長

次に、7番 玉津充君の発言を許します。

7番 玉津充議員

7番 玉津充、平成19年12月議会の一般質問を行います。

今回はまず、今後当町の産業振興に極めて重要であります高速道路のサービスエリアと、観光振興プラン策定について、次に環境問題でありますリサイクルセンターの安全で効率的

な運転についての2点で、町長の考えを伺います。

初めに、サービスエリアについてですが、去る11月26日の議員説明会で近畿自動車道紀勢線のサービスエリアを、紀北町内の三浦地区に建設するという国交省の計画が示され、同日地元説明会が行われました。このサービスエリアは多くの町民が、将来の当町の産業振興に大変重要だと思っております。これについて町長の思いや考えをお伺いしたい。

1つ、サービスエリアの重要性について、町長の認識とその思いを聞かせてください。

2つ、昨年11月海山区地区協議会から馬瀬地区が適地であると、町長への意見書が出されておりますが、三浦地区を選ばれた理由を聞かせてください。

3つ、サービスエリアの設置については、すでに町民から提言や意見が出されておりますが、今後どのようにそれらの声を集約していくのか、その方策を伺いたい。

次に、観光振興プランの策定についてですが、紀北町観光振興プラン策定委員会がつけられ、当町の観光振興プラン策定業務が進められておりますが、その目的、目標、委員会の組織及びメンバー、そしてその進行状況を伺いたい。

2点目のリサイクルセンターの安全で効率的な運転についてですが、海山リサイクルセンターは、ダイオキシン濃度が排出基準をオーバーしたため、3月8日から稼働を停止していましたが、原因の究明・対策・試運転を経て12月3日に再稼働をしております。

この間、非常体制でごみ処理にかかわってこられた現場の皆さんのご苦勞に対し、敬意を表しまして、町長にはこの件について次の4つのことをお伺いします。

1つ、停止から再稼働に至るまでの経過。

2つ、再発防止対策について。

3つ、海山が停止の期間、紀伊長島の1基で処理してきたわけですか、その体験から何を感じたのか、感想を聞かせてください。

4つ、RDF処理施設は高額でメンテナンス費用の負担も多大であります。この費用の発生状況と抑制策、効率的な稼働による処理コストの低減策について伺います。

以上であります。その後の質問については自席で行います。

## 議長

町長。

## 奥山始郎町長

玉津議員のご質問にお答えします。

高速道路のサービスエリアについてであります。高速道路の休憩施設は、私も大変重要

な拠点であると認識しております。

このたび、国土交通省から三浦地内を候補地として決定された旨のお話をお聞きし、大変喜んでおります。当町といたしましては、この休憩施設を活用して、当町や南三重の情報発信、物産展示販売等を行うことができれば、産業の振興や地域の活性化につながるものと大いに期待をいたしておりますので、国土交通省等の関係機関と協力して休憩施設の活用方法を検討しております。

次に、三浦地区が選ばれた理由であります。高速道路の休憩施設は、約20kmから30kmに1カ所設置されており、計画されている大台地内の休憩施設以南では、現在計画されております路線で物理的に設置が可能な場所は、町内の馬瀬地区と三浦地区であり両地区を候補地として検討していただきました。

さまざまな角度から検討していただきましたが、国道から休憩施設までの接続道路の建設費用は基本的に町の負担となり、馬瀬案は接続道路にJRの跨線橋を含んでおり実現は難しいと判断されました。そのほか地形条件を含め、費用面等を考慮された結果とお聞きしております。

次に、今後どのように町民の声を集約していくのか、についてであります。町民や団体から要望や提言をいただいておりますが、休憩施設の整備につきましては、自治体等の費用負担や維持管理のあり方などを十分検討する必要があります。さまざまな角度から状況を把握するとともに、町民や関係機関の皆様のご意見をお聞きし、その後、何らかの検討委員会的な組織を設置していきたいと考えておりました。町としての基本的な考えや町民等からの意見集約の方法、さらには、意見をお聞きする委員メンバーの選定等の検討を進めております。

なお、三浦地内の休憩施設予定図面につきましては、去る11月26日の議員説明会でご提示させていただきました。国土交通省作成の図面が町で保有する唯一の図面であり、今後もさまざまな状況で大きく変化することも考えられるため、提出につきましては、今しばらくご容赦いただきたいのでご理解をお願いいたします。

次に、観光振興プランについてであります。紀北町第1次総合計画の中で重点プロジェクトにあげられております。本年8月に企画提案コンペを行った結果、財団法人日本交通公社に業務を委託することになりました。

観光振興プラン策定の目的であります。本町の観光資源等の実態調査や評価、観光全般の基礎的資料などの把握を含めた調査研究を行い、それを踏まえて本町の将来を見据えた観光のあり方や方向性を盛り込んだ具体的・戦略的な計画を策定し、観光の魅力アップと地域

の活性化を目指すことを目的としています。振興プランは今年度中に策定する予定であり、計画の期間につきましては、平成20年度からの10年間とし、5年後に見直しを行う予定であります。

この振興プランに地域の意見を反映させるため、策定委員会を座談会形式で開催することとし、横浜商科大学の羽田教授を座長に、観光協会をはじめ地域の産業、観光交流などに関わっておられる方を中心にボランティアでご協力をお願いいたしております。メンバーは座長の羽田教授のほか、NPO法人スローライフジャパンの野口智子事務局長、海山区から4名、紀伊長島区から4名、オブザーバーとして行政関係者4名が入り、計14名で構成されております。

メンバーの選定につきましては、財団法人日本交通公社から希望する業種や女性の参加などの要望と、観光関係の専門性も考慮し担当課で選定をいたしております。策定委員会は、基本的には3回開催する予定となっておりますが、紀北町関係者だけの分科会や、この策定委員会以外にも、観光交流にかかわる女性を中心に座談会を開催いたしております。

進行状況であります。基本的調査が完了し、振興プランの骨子も固まってきており、現在60%ぐらいの進捗であります。今回の紀北町観光振興プランでは、農林水産業、商工業、交通、運輸から福祉、教育、環境など幅広いジャンルの産業と観光がさまざまな形で連携をし、多様で魅力ある地域の観光資源の一層の活用と、絶えず変化を続ける観光ニーズに持続的に対応していくとともに、ここに住む人と訪れる人の双方にとって心地よく魅力的な地域づくりにより、総合計画で示された紀北町の将来像である「自然の鼓動を聞き 皆が集い、にぎわう やすらぎのあるまち」の実現に向け、観光振興を推進してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、海山リサイクルセンターにおいてダイオキシン排出基準をオーバーいたしました経過についてであります。議員ご承知のとおり、海山リサイクルセンターから出される排出ガスの測定値は、ダイオキシン類対策特別措置法により、年1回の報告が義務づけられております。

このことで、今年1月26日に検体を採取し、その測定値の結果が基準を上回るダイオキシン類が検出されました。このため3月8日から当施設の操業を自主的に休止し、同時にその原因究明を行いました。その結果、主な原因は、バグフィルターろ布の経年劣化によるもの、排出ガス中のダイオキシン類を吸着するうえで重要となる活性炭・消石灰の供給不足・煙道に付着している灰の飛散等が原因と考えられました。

このことからバグフィルターろ布交換工事、活性炭・消石灰の噴霧量の増量、煙道の清掃工事等を実施し、試運転に臨み、その結果が11月28日に正式に判明し、RDF 燃焼は 0.088 ナノグラム、灯油専焼では 0.039 ナノグラムでありまして、いずれも基準値の 0.1 ナノグラムを下回ったことから、12月3日から稼動を再開いたしましたところであります。

2つ目の再発防止対策についてであります。これからの留意点といたしましては、危機管理に対する再認識の徹底、ダイオキシン類発生メカニズムを踏まえ適正な運転管理、燃焼炉内温度に対するチェック体制の強化を図ることがあげられます。

具体的な対策といたしましては、バーナーの適正な火炎調整、活性炭・消石灰投入装置の改造、チェックシートの見直し等の維持管理の強化、運転マニュアルの見直し、組織的なチェック体制の強化、教育訓練の実施等のハード面・ソフト面の両面からの対策を行ってまいります。

3つ目の紀伊長島リサイクルセンターの1基での稼動の感想についてでございますが、3月8日から約9ヵ月間、紀伊長島リサイクルセンターの1施設で両区のごみ処理を行ってまいりましたが、この間、関係者のご協力によりまして大きな問題もなく処理することができました。しかしながら、1日8時間当り、21tの処理能力のところ、約28tの処理を行い能力以上の負荷を掛けることにより、機械の磨耗・劣化、時間延長による燃料費の増加・職員の勤務体制など、今後2つあるリサイクルセンターの効率的な活用を検討するうえでのいくつかの課題も見つかりました。

4つ目の、効率的な運転による処理コストの低減策についてであります。RDF 処理施設は、ごみ焼却施設と比較しても一般的に処理コストは大きくなっておりませんが、循環型社会の理念においては、RDF 化は有効な処理方法であります。処理コストの低減のためには、ごみの分別の徹底による資源化で処理量の減量を図ることが原則と考えており、今回の事故を教訓として、それぞれの施設の特色を活かしたあり方を検討していく材料が得られたと考えております。以上でございます。

## 議長

玉津充君。

## 7番 玉津充議員

まず、サービスエリアの件なんです。三浦地区を選ばれた理由はよくわかりました。それでこの状況というのは、こういう、いわゆる三浦地区を選ばれたというような状況については、地域協議会にはこの状況についてもう報告をされておるんですか、町長。

議長

町長。

奥山始郎町長

まだ、報告はいたしておりません。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

どういうタイミングで、どういうふうにこの地区協議会とは討議をする予定でありますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

今後、協議会を開催する時点においてですね、協議会の委員の皆様方にはご説明をいたしたいと考えます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

よく理解をいただけるようにご説明お願いしたいと思います。

私たちはですね、去る10月31日、有志の議員10名で松阪の国土交通省紀勢国道事務所に向きまして、所長からパーキングエリアの整備方針のレクチャーを受けてきました。国交省の考え方をその中で学んだんですが、国交省の考え方は話を聞くと、根幹がしっかりしております。それに町の取り組みをですね、この国交省の方針にどう付加していくのか。町の主張がですね、積極的にアプローチすることが大切だなというふうに、私たち議員はそのときに思いました。

町長は、さきほどですね検討委員会をつくることを検討しておるといふ、ご回答をいただいたんですが、町行政が事務局となって検討委員会、いわゆるプロジェクトをですね立ち上げるようなことをしてですね、広く関係者や町民の意見を集約してほしいと、そして紀北町独自のですね方針を固めて臨んでほしいと思うんですが、この委員会の検討時期だとか、そういうものは早くに立ち上げていただきたいと思うんですが、その辺の町長のお考えを伺います。

議長

町長。

奥山始郎町長

検討委員会の立ち上げは考えておりますが、いろんな状況を勘案してですね、もう少し、今、民間の団体がいろいろ活動して提案してくれたりしていますが、いろいろご意見がありますけれども、もう少しですね、きちんとした決定的な国交省との意見調整、あるいは指導を受けたうえでのですね、町の独自の段階に至ったときに検討させていただきたいと思えます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

この検討につきましてはですね、是非もう担当課をしっかりと決めて、町のほうで事務局をもってですね、集約をしていっていただきたいと思えます。この紀勢道整備に伴う地域活性化検討委員会というのが、広域で行われていますね。私も10月18日の第2回の幹事会を傍聴してきましたんですが、やはり紀北町としての理念をしっかりと持たないと、駄目だなというふうに思っておりますので、是非その町が、町行政が事務局になってしっかりと各種団体の提言だとか、要求をですね集約していってほしいというふうに思えます。

それから、地元説明会でもですね意見が出ていたと聞いておるんですが、一般道からサービスエリアの乗り降りなんですが、これは産業振興にとってもですね、防災上も重要でありますので、海岸線と結ぶべきだと考えるわけです。そして紀伊長島で降りてですね、魚町や豊浦海岸等の海岸を三浦から乗ることや、またその逆もあるでしょう。そして三浦から降りて玉津浦から大白、それから島勝、矢口、引本、白石湖を経て海山インターから乗ることもできると思えます。またその逆もあろうかと思えます。

そういうことだとか、また物販施設をですね、どういうふうにしていくのかなど、いろいろなそういう課題が、意見が出てくるだろうと思えます。そういうものをどういうふう、こう総合的に調整していくのかということが、非常に大事やと思えますので、是非、熱意と誠意と創意で取り組んでいただきたいというふうに思えますが、町長のご意見を伺います。

議長

町長。

奥山始郎町長

今、ご指摘いただいたいろんなこのサービスエリアというか、今のところは休憩施設と呼

んでいますけど、その果たす役割についてのですね、地元の要望もございましたですね。それから高速道路が供用されてからのですね、町内へその来客を導くという、誘導するということは非常に重要だと思いますので、さまざまなご意見を拝聴しながら、それが実現されていくように考えてまいります。

**議長**

玉津充君。

**7番 玉津充議員**

国交省ではですね、パーキングエリアという位置づけにしかになってないんですね。それだと駐車場とトイレだけになってしまうんで、それだと紀北町に何の役にも立たないんで、是非ですね、これは紀北町にとってもビジネスチャンスだというふうに思いますので、是非町の主導でですね、紀北町の方針を決めていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それから、次に観光振興プランですが、紀北町のですね、第1次総合計画、これがですね全家庭に配布をされました。その中にですね、この総合計画の目標値に活動人口、交流人口、定住人口とそれぞれの増加することがあげられております。そしてその重点プロジェクトの中にですね、観光交流推進プロジェクトがありまして、観光振興プランの策定がさきほど説明あったように行われておるわけなんですけど、この町長、活動人口とはどういうことなんでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

活動人口はですね今、議員がおっしゃった定住だとか交流等を越えてですね、町民そのものが年齢を分け隔てなくですね、あらゆるまちづくり団体に所属されて協力をして活躍する。そういう人口を増やしていこうという考え方であります。

**議長**

玉津充君。

**7番 玉津充議員**

今、町長言われたとおりなんですけど、まちづくりのために活動する人を増やしていこうということなんです。さきほどこのプランの策定について、策定委員会が発足されておまして、もう進捗60%進行しておるわけなんですけど、町長、こういうことがですね行われておって、しかもコンペで業務委託があって、町民の代表も選ばれてですね、50、60%も進捗し

ておると、そういう状況の中で、あまりにもですねこういうことが行われておるということを知らないですね。議員の私たちも知らない人が多いと思います。そして町民の皆さんもそういう状況だということ、こういうことが行われておるということを知らない人が多いと思います。

そういうことになりますと、今の活動人口を増やしていこうということにはならないと思うんですね。それでですね、このこういうやり方というのは、活動人口増やしていくという意味から見れば、その辺は広くですね町民に知らしめて、もっと委員の選定においてもですね、公募するとかですね、というようなことを用いてやらないと、以前のようなやり方で進めていく限りですね、こういう目標は達成できていかないと思うんですね。今までのその従来の考え方でやっておるのでは。そういうことについて、町長どういふふうにお考えでしょうか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

議員のお考えとしては、この委員の方々の選出についても公募ということをおっしゃいました。実はですね、そういうご提案も考えられますけども、これにはおそらく2、3ヵ月はかかるんじゃないか、手続き等に。そういう時間的な切迫性もあってですね、担当課で協議して選んだということでもあります。

町民の皆様、こういう観光プランを今策定中であるということは、情報提供がご指摘のように少ないかも知れませんが、今後はそういうことが少しでもわかっているように努力したいと思います。

**議長**

玉津充君。

**7番 玉津充議員**

やはり最終目標は活動人口の増加、そして交流人口の増加、定住人口の増加にありますので、その時期的なこともあるでしょうけども、今後はですね、是非そのように皆さんに広く広報をしたうえでですね、進めていただきたいということ、この件については要望しておきます。

それから次に、リサイクルセンターなんですが、リサイクルセンターのですね、まず再発防止ということなんですが、再発防止についてですね、まず再発防止についてなんですが、

設備の対策だけではですね再発防止にならないと、設備が磨耗もしますし故障もします。設備に異常があったときに、何でそれを見つけるのか。そして必ず見つかるようにしておくのが、再発防止だと思います。

町長もさきほどの答弁の中で、ハード面の対策とソフト面の対策ということを言われておりましたので、よく理解されておるだろうと思うんですが、これができていなかったらですね、自主基準を基準値をオーバーしたこともですね、過去の例からいきますと、この前の例からいきますと、基準値をオーバーしたまま2年間も稼働させていたわけです。このことを反省してですね、二度とこのようなことの起こらないようにするのが、再発防止だというふうに思います。

これは私の提案ということで聞いていただきたいと思いますが、例えば数値だけでですね、見るだけでなく、数値をですねグラフ化するというようなことも一つの方法だと思います。そしてさきほど温度管理だとか、いろんな管理値が出てまいりました。チェックシートということも出てまいりました。いわゆる計器があればその計器にもですね基準値を入れるとか、そういうふうなですね、要は目で見てわかるようにすることが大切だと思うんです。

3月にもですね、私申し上げましたんですが、このようなですね、これは過去ですねダイオキシン濃度の数値です。こういうふうに推移グラフにとってですね、基準値を入れておけば、そして皆さんの目のつくところに置いておけばですね、これは誰でも異常なんだというのがはっきりわかると思います。そして機械の磨耗と同時にですね、どういうふうに数値が変化していつおるのか、いつの時点で手を打たないかんのかというのがわかるんだろうと思います。是非こういうふうなですね、管理の手法を取り入れていただきたいというふうに思うわけです。

町長、ISOの14001ですね、環境マネジメントの国際規格のシステムなんですが、これはもう10年ほど前に旧海山町が認証を受けておると思うんですね。でいろんな活動をしてきたと思うんですが、この中にですね内部監査制度というシステムがあります。まずそういうことをご存じだろうかということですね、内部監査委員の資格を持った方が何名おられるのか、お伺いします。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

ISOの14001は旧海山町、それから旧紀伊長島町においても取得しておりました。

それで内部監査制度というのはあることも存じあげておりますけれども、そのもう一つその  
の監査委員の資格については、担当課で課長に答えさせます。よろしくお願いします。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

内部監査委員の数でございますが、今、手元にですね、その人数の資料を持っておりませ  
んのでお答えできませんが、毎年ですね10数名の方にその研修をしていただきまして、ほと  
んどの職員がですね、その持つておるといふことで認識しております。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

この環境マネジメントシステムはですね、多分お金もかけたんだろうと思うし、そういう  
人ですね教育にもお金がかかっておるだろうと思います。是非、再発防止という意味でで  
すね、こういう内部監査機構を活用してですね、I S Oのシステムに則って定期的に監査を  
するとかですね、また部外者、例えば議員とかですね、そういう人にもこの対策状況がチェ  
ックをできるという機会をですね、是非つくっていただきたいというふうに思いますが、町  
長いかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご提案として受け止めてましてですね、よく協議をさせていただきます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

是非、そういうふうなことを仕掛けてですね、再発しないように安全で動くようにですね、  
お願いしたいと思います。

それからですね、効率的な運転というところなんです、平成18年度の決算をみますと、  
この総処理価格がですね、総処理額がですね2億 3,963万 4,000円かかっておりまして、  
そのうち海山のリサイクルがですね1億 152万 3,000円、紀伊長島が1億 3,811万 1,000円、  
これは課のほうから資料をいただきまして、私調べたところそういうふうになってます。

これを見ても、海山のほうがですね、3,658万8,000円処理コストが安いわけですね。これはですね、処理コストの26%に当たります。いわゆる26%を海山のほうが処理コストが安いわけですね。これを単純に見てみますとですね、稼働の仕方でも低減できるんじゃないかというふうにも考えられます。町長、その辺いかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご指摘は受け止めますが、現在のところ合併の経過の中でですね、紀北町としては2つのRDF工場を持っている。処理場を持っているという、そういう現状でですね、効率をする、議員のご提案だと思います。それはときとして人員の配置を変更したりですね、運搬を変えたり、いろんな内部的な調整が必要だと思いますが、ご提案いただいた3,000万円が26%ですね、安い処理費のほうへ向かっていく。そういうふうに移行していくことも必要であろうかなと考えております。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

それとですね、修繕費なんですけど、平成15年から平成18年の4年間の平均、修繕費をとってみました。これは2基の合計ですが、年間6,240万円の修繕費になっております。設備というのは動かし方によってですね、この修繕費減らすことができるだろうと思うわけです。今、町長が言われましたように、うちは2基を保有しておるんで、2基を有効に稼働することによってですね、低減できないかということを考えていくことも、一つの方策ではないかと思っております。故障してしまうと修繕費が高いわけですね。しかし、故障する前に予防保全をしてですね、機械を延命化させていくというようなことも可能じゃないかと思っております。

それからですね、この施設はですね、1基20億円もする高価な設備です。町長は今年ですね、1月の年頭の職員に対する訓示がございまして、これ私新聞の切り抜き持っておるんですが、町長は、行政も企業感覚が必要やと、地域間競争にですね、能力を発揮していかなあかんという、こういう素晴らしいことをですね、職員の皆さんに訓示をしておられます。まさしくそれでですね、この件も企業なら必ず1基にですね、集約をして、稼働率を上げることを考えるだろうと思っております。

去るですね、10月16日に私たち議員は管外視察を行っております。富山県ですね、砺波市

のクリーンセンター砺波を見学してきました。この施設はですね焼却ではあったんですが、日量63 tを4班3交代、24時間運転で土日も稼働しております。広域でやっているわけなんです、効率の良い運転をしていたというふうに見てまいりました。そして参考になる運転方法だなとも思いました。

当町もですね、これ課長補佐も同行してっておりますので、話は聞いておるだろうと思うんですが、是非参考にしてほしいと思うんですが、環境課長この辺、課長補佐が管外視察に出向いた状況なんかは報告を受けていますか。

議長

倉崎環境管理課長。

倉崎全生環境管理課長

環境管理課はですね、副参事の五味副参事が参加をさせていただきました。その中で、今、議員さん言われたように、63 tで1日で処理できる、効率的なごみ処理が必要ということですが、当町においてはですね、ごみの量が少ないということから、連続運転はしにくいということと考えられますので、今後はですね広域で考えていかなければならないこともあろうかと思えます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

最近の話題でもですね、県のほうはRDFの処理費用の値上げを打ち出しております。またそれらの報道によりますと、9年先にはですねこの事業から撤退するという考えを示しております。我々この旧2町はですね、負の遺産を抱えてしまったわけなんですから、真剣にそのコスト低減に取り組まないと、町民の皆様になんか申し訳ないというふうになるわけですが、町長、その辺のお考えいかがでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

このRDFの工場につきましてはですね、建設当初、非常に効率的でいい施設であるということをお聞きされておりましたし、もう再三申し上げておりますが、その当時の紀伊長島町なんですか、国の補助の関係でですね、100 tを超えないと焼却処理場の補助金が出ないようなこともあってですね、これを選んだわけなんです、これについては現在のt当たり、

5,058円の処理費でもですね高いと思っております。各市町はですね、そのような意見ですが、県としては9,420円t当たりですね。それを急激に上げていくという、県の事情もよくわかるんですが、市町も大変厳しい。ですからこの施設は何回もつくり替えるわけにはいかないので、もう少しお互いが理解しあった納得のいく料金設定ができないかなど、そのように考えます。

議長

玉津充君。

7番 玉津充議員

そういうことでRDF処理設備ですね、当町はもうつくってしまったんで、2基あるわけですから、いかにこれを有効活用して稼働も含めてですね、よりコストの安い処理ができるように是非検討していただきたいということをお願いしまして、私の質問終わらせていただきます。

議長

これで玉津充君の質問を終わります。

---

議長

昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

(午前 11時 57分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

議長

次に、18番 垣内唯好君の発言を許します。

#### 18番 垣内唯好議員

私の通告は総務省からの表彰についてと、活性化のことなんですけども、サービスエリアのことは前議員の玉津さんがいろいろと詳しく聞いていただきましたもんで、ちょっと総務省からの表彰についてお伺いいたします。

10年に1回の表彰をされたということで、大変当町にとっては名誉なことではないかと思うんですけども、合併して2年余り、ちょっと私の考えを述べさせていただきます。

ほぼ同じ同規模の両町が、合併してから2年余り、私として大変上手くいっておるのやないかと、細かいことを言いましたら切りがないですけども、その理由といたしまして、徐々ではあるが町民の交流が進んでいる。当町は犯罪が少なく平和である。理事者側の人柄も皆さん大変良くて、職員の方が大変真面目で正常な考えを持っていると思っております。

また、町民への対応も大変良くて、いろんなことを考えると私としてみたら、おおむね合併が上手くいったと、そういうことが今度の総務省からの10年の1回の表彰に、三重県下で唯一表彰されたということではないかと思っておるんですけども、先日、親しい議員と話してきましたときに、今度のこの長島に土木の現業があるんですけども、海山の人の考えは、合併して良かったのかのう、現業があることだけやということを言われたんですけども、海山の人もある程度この合併の良さというものを感じておるんやないかと、私は思うておるんですけども、町長に対してはそこのとこの合併して2年余りのちょっと感想を、ちょっとお聞きしたいです。

また、これからどういような紀北町持っていこうということも、ちょっとお伺いしたいと思っております。

あとは、サービスエリアの件につきましては、ちょっと省略させていただきます。あとは自席でちょっと質問させてもらいます。

#### 議長

町長。

#### 奥山始郎町長

垣内議員のご質問にお答えいたします。

紀北町が地方自治法施行60周年記念式典におきまして、総務大臣表彰を受賞したことにつきましては、本定例会冒頭に行政報告させていただきましたが、総務省には「紀北町が地域特性を活かした町づくりや効率的かつ円滑な事務執行、また、熊野古道や豊かな自然を活用

した地域の活性化に積極的に取り組んでいる」と評価していただき、今回の受賞に至ったものと伺っております。

今、ただいま垣内議員からは、合併しておおむね上手くいっているのではないかというご見解をいただきまして、私も大変嬉しく思っております。いろいろ自席でご質問はあるということでございます。用意した答弁がですね、おそらくその自席での答弁になろうかと思っておりますので、これで一応、この場の答弁は終わります。

**議長**

垣内唯好君。

**18番 垣内唯好議員**

あまり理事者側を褒めるとどこからかお叱りを受けるかもわからんですけども、私の率直な意見は、まあまあどちらも1万程度のこの三重県の南部の田舎ですわな。田舎の不便などこ隣同士ですけども、ちょっと気性も違うようなところが合併して、まあまあ上手いことっておる。おおむね良かったなという感じは正直いたしております。

ただ、いろんな問題があるのもこれ事実なんですけども、これにはどこにでも、どういう行政にもあると思うんですけども、いろんな訴訟問題とかそういうことについては、ちょっと執行部というのか、理事者側の姿勢がちょっと待ちの姿勢かなという感じはいたします。もう少しちょっと積極的な姿勢も大事ではないかなと思うんですけども、そのところ町長どうですかね。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

訴訟問題は、現在大きく分けてですね、名古屋高裁の判決の結果、町の敗訴となった。その後、相手側からの国家賠償法による賠償請求という、そのような段階にありますものから、それを受けてですね、いろいろとご検討させていただくというのが、今の姿勢であります。

もう一つのほうは、訴えの提起には規定されていないという、訴訟ではないということなんで、審尋という津地方裁での裁判所で聞き取りを行っているという、我々の主張を裁判官に申し上げているというような段階であります。以上です。

**議長**

垣内唯好君。

## 18番 垣内唯好議員

その訴訟問題につきましても、これからほぼ、これから訴訟になるんやないかという懸念はあると思うんですけども、昨日の説明会でも話し合われましたように、これは執行部の姿勢として強く持って、本当に昨日の話ですけども、これがぐらつくとほかのとも全部ぐらつくということで、それというのは私2、3日前ですけどもね、NHKの教育テレビで、北海道の伊達市のこと、ここの中で見た方もおると思うんですけども、あれを1時間あましてすかね、じっくり見ておったんですけども、やっぱりあそこが人2,000人ですかね、定住者が2,000人からというのは、北海道では雪が少なくて住み良いと温暖な、北海道ではねということなんですけども、やっぱりあれをちょっと見て感じたのは、民間の力を上手に利用しておるということですね。

やっぱり行政だけではちょっとどうしてもそういう活性化ということになると、いろいろ支障も来すと思うんですけども、その民間の方の力をやっぱりお借りして、やっぱり商売人というのは私もずっと商売しておったんですけども、商売人のエネルギーというのはあれですわ。失礼ですけども、公務員の方にはないようなエネルギーというのは確かにあります。ただ、ありすぎてちょっと変な方向へ行くと場合も、私もあったんですけども、そういう民間の力をこれからちょっといろいろ時間もかかりますけども、検討してやらんことには、どうしても行政だけではちょっといろいろと時間もかかるし、上手くいかない分があるんやないかと思うんですが、今、開いておる港市協会の年末の大売出しでも、なかなか盛況で、やっぱりあの人らも商売人ですもんで、欲もありますし、やっぱり頑張りが活気が違います。

そういうことで、ちょっとそういう活性化とか紀北町のこと考えると、民間の人のお力を十分理解できる土壌をつくってやっていければなと思っています。そのとこの民間の力を導入するということこの町長の考え、これから高速道路サービスエリアもそうですけども、いろんな面で大事やと、ちょっとお聞かせ願えませんか。

## 議長

町長。

## 奥山始郎町長

ご指摘を受けましたことで、民間の力というのは、これは非常に深く大きなものを持っておると、私はずっと認識をしてきております。行政には行政の仕事があってですね、紀北町においては企業と比較して行政が一番大きな企業の、たとえば言うならばですね。その状態ではいささか寂しいなと思っております。

ですから、民間が頑張っていただけのような、そのような基盤整備だとか、支援というものは行政の仕事かな。民間の皆さんが元気になることがとっても町を繁盛させていくには、大きな要因だと思います。

**議長**

垣内唯好君。

**18番 垣内唯好議員**

今、町長の考えを聞かせていただきまして、民間の力をこれからもちょっといろいろと考えて導入して、それに関連しましてそのサービスエリアの点なんですけど、詳しいことは玉津議員がほとんど聞いてくれたんですけども、できたら企画課の中にでも事務局をつくりまして、まずいろんな業界の人の全町的に、私らの考えておるのは年配の高齢者の方が野菜をつくっておるんですけども、野菜やとか、海山では野菜、畑が多いもんで、そういうものがある程度売れると、またこれ生きがいにもなりますもんで、お金儲けというよりも、やっぱり自分でつくったものを人に食べてもらいたいという、これはもう当然のことで、そういうことをやっぱり重点的に全町から売りたいものを売れるというような、自由な物品販売をしたいと思いますもんで、できたら企画課のなかにまず事務局を置いて、まず単発でいいんですけども、いろんな業界の人の話を聞くというのも一度検討してもらえんやろかと思うておるんですけど、そのこのところはどうですかね、町長。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

これは地場産品の販売ということを通してですね、地域の産業商工の活性化というものが、大きく目標になっております。ご承知のとおり通過地点にならないようにしてもらっていきたい。そのためにはいろんな特産品、この地元でできるものをですね、よりすぐって品質の高いものを納得のいく値段でですね、買っていただく、売っていく、そういう姿勢が必要ではないかと思います。

ですから、あなたが今、議員がおっしゃった考え方もよくとどめていきたいと思います。

**議長**

垣内唯好君。

**18番 垣内唯好議員**

これからも今から何十年、何百年てこの紀北町が続かんらんわけです、できたら町民

の方に少しでも親切に窓口に関してですね、やっぱり私らも今までずっとこの行政に関係ない仕事しておったんですけども、役場へ来るということはなかなか一般の町民にしてみたら来にくいもんで、実際は。そういうときに窓口の人もちょっとした親切心でやってもらえたら、また町民も喜ぶし、紀北町というのは良い町やなど、自分らの町がまず町民が良いと思わんことには、他所の人もなかなか来てくれんと思いますもんで、そういうこともちょっと含んでいただいて、これからも執行部の方、職員の方も頑張っってやっていけたら、ええ町になるんやないかと思ひますもんで、これで質問終わります。

#### 議長

これで垣内唯好君の質問を終わります。

次に、4番 家崎仁行君の発言を許します。

#### 4番 家崎仁行議員

4番 家崎、議長から発言の機会を得ましたので、平成19年12月定例議会の一般質問に参加させていただきます。

それでは事前通告に従いまして、最初に紀北町内におけるスポーツの振興、スポーツクラブの育成についてと、次いで児童生徒を送迎しているマイクロバスの更新についての2点を質問いたしたいと思ひます。町長の見解をお伺いしたいと思ひます。

1点目の紀北町内におけるスポーツの振興、スポーツクラブの育成についてでございますが、質問の前に平成18年度当町のスポーツ賞を受賞されたクラブチームの皆さんと、成績を紹介させていただきます。これらの受賞者は三重県内の各種競技大会で優勝した選手、学校、チームでございます。

個人が12名、最初に兵後佑昇君、相賀小学校、三重県ジュニアオリンピック冬季水泳競技大会、11・12歳の部、50m、100m平泳ぎ優勝。川端祥央君、潮南中学校、三重県中学校学年別水泳競技大会、2年の部、400m、自由形優勝。川端美咲さん、潮南中学校、三重県中学校学年別水泳競技大会、3年の部、400m、自由形優勝。大谷祐司君、三重県中学校選手権水泳競技大会、200m、400m個人メドレー優勝。川端晃央君、潮南中学校、三重県中学校選手権水泳競技大会、1,500m自由形優勝。奥村進吾君、潮南中学校、三重県ジュニアオリンピックカップ冬季水泳競技大会、13・14歳の部、50m、100m自由形優勝。入江しん子さん、潮南中学校、三重県ジュニアオリンピックカップ冬季水泳競技大会、13・14歳の部、400m個人メドレー優勝。家崎なつ子さん、尾鷲高校、三重県高等学校選手権水泳競技大会、100m自由形優勝。塩崎剛君、鳥羽高校、三重県高等学校総合体育大会、レスリング競技大会、

団体戦、個人戦優勝、山崎徹也さん、これは一般、三重県社会人選手権大会、テニスシニア男子60歳以上の部優勝。奥村洸洋君、一般、みえスポーツフェスティバル青年Aの部、50m自由形、50mバタフライ優勝。奥村将光君、一般、みえスポーツフェスティバル成人Bの部50m、自由形優勝。

続いて団体です。紀伊長島ミニバスケットボール教室、第25回東海大会選考会優勝。海山クラブ6年生、三重県小学生ソフトボール大会優勝。海山クラブ5年生、第16回東海地域ソフトボール大会三重県予選会優勝。潮南中学校水泳部女子、三重県中学校選手権水泳大会、これは総合優勝です。同じく潮南中学校水泳部男子、三重県中学校選手権水泳競技大会、これも総合優勝です。潮南中学校水泳部男子、三重県中学校選手権水泳競技大会 400mリレー優勝、メンバーは奥村進吾君、川端晃央君、鮎田佳明君、川端祥央君。潮南中学校水泳部男子、三重県中学校選手権水泳競技大会 400mメドレーリレー優勝、メンバーは川端祥央君、兵後長助君、大谷祐司君、奥村進吾君です。

続いて潮南中学校水泳部女子、三重県中学校選手権水泳競技大会 400mリレー優勝、川端美咲さん、入江しん子さん、辻未咲さん、橋本椎奈さんがメンバーです。潮南中学校水泳部女子、三重県中学校選手権水泳競技大会 400mメドレーリレー優勝、メンバーは橋本椎奈さん、塩崎桐加さん、辻未咲さん、川端美咲さん。潮南中学校水泳部3年女子、三重県中学校学年別水泳競技大会3年の部、総合優勝。潮南中学校水泳部2年男子、三重県中学校学年別水泳競技大会2年の部、総合優勝。

続いて、潮南中学校水泳部1年女子、三重県中学校学年別水泳競技大会1年の部、総合優勝。潮南中学校水泳部3年女子、三重県中学校学年別水泳競技大会3年の部、200mリレー優勝、川端美咲さん、橋本椎奈さん、辻未咲さん、世古夏紀さんのメンバーです。潮南中学校水泳部2年男子、三重県中学校学年別水泳競技大会2年の部、200mリレー優勝、奥村進吾君、川端晃央君、鮎田佳明君、川端祥央君のメンバーです。潮南中学校水泳部、三重県中学校学年水泳競技大会1年の部、200mリレー優勝、メンバーは入江しん子さん、世古春那さん、西川夏帆さん、関口知世さんです。潮南中学校男子、三重県ジュニアオリンピックカップ冬季水泳競技大会、13・14歳の部、400mリレー優勝、奥村進吾君、川端晃央君、鮎田佳明君、川端祥央君のメンバーです。

尾鷲高校水泳部、三重県高等学校選手権水泳競技大会、400mリレー優勝、家崎なつ子さん、伊藤里枝さん、世古奈月さんのメンバーです。尾鷲高校弓道部、三重県高等学校総合体育大会弓道競技大会、女子団体優勝、東香菜美さん、井谷有那さん、玉津彩さんのメンバー

です。尾鷲高校空手部、三重県高等学校総合体育大会空手競技大会、男子団体優勝、藪本英久さんが紀北町から参加しております。

木本高校ソフトテニス部、三重県高等学校新人ソフトテニス競技大会、団体の部優勝、浜田矩梨子さんも参加しております。

四日市中央工業高校サッカー部、第85回全国高等学校サッカー選手権、三重県大会優勝、紀北町の上村亮君が参加しております。

続きまして、平成19年度の選手、団体の主な成績を紹介させていただきます。

海山ソフトボールクラブ、全国小学生男子・女子ソフトボール選手権大会、県予選会優勝。黒潮ソフトボール大会優勝、中日本少年ソフトボール大会、これは静岡県で行われております。これには準優勝をしております。山口県で行いました全国少年ソフトボール大会にも今年初めて出場をしております。兵後佑昇君、飛び魚杯全国少年・少女水泳大会、50m平泳ぎ、第3位、400m平泳ぎ第4位。

潮南中学校水泳部、三重県中学校水泳競技大会、男女総合優勝。東海中学校総合体育大会水泳競技の部、400mリレー優勝、メンバーは奥村進吾君、川端晃央君、鮎田佳明君、川端祥央君。

同じく全国中学校総合体育大会水泳競技、川端晃央君、400m、1,500m自由形、奥村進吾君、50m自由形に参加をしております。

潮南中学校のチームとして奥村進吾君、川端晃央君、鮎田佳明君、川端祥央君が三重県中学校新記録で全国第4位になっております。

国民体育大会にも川端晃央君、少年Bの部400m自由形、少年Bの部、400mメドレーリレー。奥村進吾君、少年Bの部、400mメドレーリレー、少年Bの部、400mリレーに出場しております。

細川宏史君においては、全国身体障害者水泳競技大会、400m自由形優勝をしております。シドニー、アテネに次いで、来年北京パラリンピック大会の強化指定選手になっております。

このほかにもたくさんの選手、団体の皆様が活躍をしており、平成19年度の紀北町スポーツ賞表彰者の候補としてあがってくると思われます。

全国レベルには、まだまだ遠いところもありますが、少なからず三重県の内外に紀北町の名を示すことができたのではないかと思います。紀北町のコーチングスタッフも充実し、情熱の持って指導している環境にあり、来年度もこれ以上に活躍ができるものと私は信じております。

また、奥山町長には平成18年元旦、海山区内の高浜海岸で開催された寒中水泳大会のご挨拶で、「スポーツは文化の一つであり、皆様は紀北町の財産である」と賛辞をいただきました。スポーツをする者、その関係者にとりまして、このうえない言葉として感動を覚えたことは忘れられません。

それでは本題に入ります。最初に通告いたしました紀北町内におけるスポーツの振興、スポーツクラブの育成についてお尋ねいたします。

紀北町第1次総合計画の第4章「豊かな心を育み、人と文化が輝くまちづくり」の「生涯スポーツの振興」の中で、健康づくりと各種スポーツの一層の活性化を図るための施設の整備が望まれている。またスポーツ活動は活力あるまちづくりにつながり、複数のスポーツを気軽に楽しめるような施設の充実を図る必要があると示されておりますが、具体的な施策をお聞きしたいと思います。

施策の方向の中で、町体育協会など各種スポーツ団体活動を支援し、活性化を図る学校体育施設を拠点として、少年スポーツクラブ、スポーツサークル活動の普及充実に努めるなどの現状と課題について示されておりますが、これらの課題をいかに施策に反映していくか、具体的な対応策を示していただきたいと思っております。

次に2点目として、児童生徒を送迎しているマイクロバスの更新についてお尋ねいたします。現在、児童生徒の送迎用としてマイクロバスが2台あり、海山区の島勝浦、白浦の小学生の児童は矢口小学校へ、中学生は潮南中学校へ送迎し、木津地区の小学生児童も相賀小学校へ送迎し、引本幼稚園の対象区域の送迎をするなど、地域住民が安心して暮らせる施策として、大きな効果を上げております。

しかしながら、マイクロバスは平成元年5月に購入したもので、今年の8月で21万5,976kmを走行し、18年と6ヵ月経過をしております。当然のことですが、3年前の水害では座席まで浸水し、エンジンはもちろんのこと、足回りまですべての機能が極限まで低下しております。車の故障、機能低下による事故等が十分発生すると考えられます。

大切な児童の命を預ける家庭に対しては、今もこれからも安心していただける環境を早急に構築する必要があり、緊急対策として対処すべきであり、遅くとも来年度当初予算には絶対計上すべきだと思っておりますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

あとは自席で質問させていただきます。

議長

町長。

## 奥山始郎町長

家崎議員のご質問にお答えいたします。

議員からご披露いただいたように、平成18年度に三重県大会以上の競技大会で優勝し紀北町スポーツ賞を受賞した選手は26名、チームは22チームございます。

また、今年度も多くの個人やチームが全国大会や県大会で活躍していると聞いております。このように多くの方が活躍し、輝かしい成績をおさめられたのは、選手はもとよりスポーツクラブの指導者の熱心なご指導のおかげだと思っています。

それでは、議員のご質問にお答えいたします。

紀北町第1次総合計画の生涯スポーツの振興の現状と課題の中で、住民のスポーツ志向を高め、ニーズにあったスポーツ施設の整備を行うことは、健康づくりのうえからも重要であると示されています。体育館などの施設が老朽化していることなどの現状もあり、楽しく健康づくりができる施設の整備が重要であると考えております。

また、施策の方向の中では、学校体育施設、公共スポーツ施設を拠点として、既存の少年スポーツクラブ、スポーツサークル活動の普及に努めるとしてあります。ただ当町の現状は、議員の平成19年3月議会の一般質問にお答えしたように、各種スポーツをするうえで、利用者ニーズに応じ切れていない状況があることも否定できません。

本町のスポーツ施設の現状は町営の体育館が2、総合グラウンドが2、野球場・テニスコート等があります。他の各学校の体育館については夜間などには開放しており、潮南中学校の温水プールは海山水泳協会のご協力を得て、大いに活用してもらっています。また、県立尾鷲高校長島校のグラウンド、体育館、武道館も開放していただいております。

生涯スポーツの拠点施設の整備については、早期の実現は難しいと思いますが、このように当面はこういった既成施設の充実やレク都市施設の活用而努力して、町民のニーズに応えていきたいと思っています。

少年スポーツクラブなどの育成については、体育協会、スポーツ少年団や体育指導員等と協力して、町民の健康づくりや体力づくりなど生涯スポーツの普及に努めたいと思っております。

次に、「児童生徒を送迎しているマイクロバスの更新について」お答えいたします。

当町の海山区における生徒、児童、園児の送迎に使用しております車両は、26人乗りマイクロバスと11人乗りのワゴン車でございます。

矢口、島勝、白浦など、遠方の生徒、児童、園児の通学や通園に、また安全面も考慮いた

しまして木津、便ノ山方面の送迎を行っております。議員ご指摘のマイクロバスにつきましては、議員がおっしゃるとおり平成元年に購入し現在約22万kmの走行距離で、すでに大幅に耐用年数を経過しております、毎年修繕を行っているのが現状であります。

生徒や児童、園児の安全を図ることはもちろん、住民の皆様の安全、安心の環境整備を図ることは最重要施策である事は当然のことと認識いたしております。

したがいまして、ご指摘のマイクロバスの買い替えにつきましては、今後当初予算の編成に取り組んでまいります、教育委員会、担当課と十分に協議をさせていただきますので、どうかよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

**議長**

家崎仁行君。

**4番 家崎仁行議員**

海山、赤羽の両グラウンドでは年間を通して地元のサッカーボール大会、ソフトボール大会、老人会のグラウンドゴルフ、子供会のキックボール、そしてソフトボール大会、県内外のスポーツチームが参加するサッカーボール大会や、少年団ソフトボール大会が開催されるなど、スポーツを通しての選手や指導者、関係者の交流が盛んに行われております。

しかしながら、両グラウンドとも、現在、更衣室、シャワールーム、休憩室など基本的な施設が全く整備されていない環境にあり、夏の暑いときでも練習や大会が終わったあとでも、汗を流すこともできない劣悪な状態にあります。特にサッカーボールは雨でも競技をするため、泥だらけになってもタオルでぬぐって着替えている状態であります。

また、平成18年8月26日だったと思いますが、相賀駅付近に落雷があり、今まで経験したことのないような豪雨もありました。実際、パソコンやテレビなど多くの被害もありました。これらが町営グラウンド等で練習や試合をしている子どもたちのいるところであったら、大変な惨事になると思います。これからもスポーツが盛んになり、各種大会なども多く、人と人、人と地域の交流人口も増大するものと思われます。立派な施設でなくても良いと思います。せめてシャワー室、更衣室、避難場所を兼ねた管理棟ぐらいは整備していく必要があると思いますが、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

現在ですね海山、赤羽グラウンドともに、ソフトボール・サッカー大会をはじめ、子供会グラウンドゴルフ大会などの開催、また少年スポーツクラブ、スポーツサークル活動など、盛んに利用していただいております。海山グラウンドの施設はトイレ2棟、15名程度の東屋と倉庫が、また赤羽運動公園の施設は管理棟1棟、中には男女用トイレ各1、男女用更衣室各1、外にトイレ1棟があります。

議員ご指摘のとおり、更衣室、シャワールームなどの整備は、利用者のニーズに応じきれていない状況であります。今後は施設整備を検討してまいりたいと思いますが、一度に整備するのではなく、財政の見通しを得たうえで年次的に考えてまいりたいと思っております。

議長

家崎仁行君。

#### 4番 家崎仁行議員

紀北町の財政状況については十分理解はしておると思っております。自分も知っておるつもりです。これらのことは例えば予算付けとかそういうときに、町長もグラウンド内で実際に練習や大会をしているとき雷が鳴ったり、夕立があつて突然襲つたことを想定もしていただき、これから考えていただきたらと思っております。

それと、次に三重県は市町村合併が進んだのを機会に、初めての試みとして参加市町の一体感を醸成し、スポーツに対する県民の意識を高揚することを目的として、来年3月「美し国三重県市町対抗駅伝大会」を開催いたします。紀北町も合併して2年少しになりますが、まだまだ紀北町になったという意識が薄いとは思いませんか。これらのこの紀北町でも住民意識、つまり一体感を高揚するため、例えば旧海山町で行われていた保育所、幼稚園、老人会、誰でも参加できる町民運動会などを開催し、レクリエーションやゲームなどを行うことによって住民の一体感が図れ、紀伊長島区と海山区の地域間交流も展開できるのではないかと思います。

またその際に、さきほど紹介しましたスポーツ賞の表彰式も同時に行っていただき、広く住民の方々に知っていただく機会があつても良いのではないかと思います。町長のお考えをお伺いします。

議長

町長。

#### 奥山始郎町長

議員のご質問の町民運動会を開催し、両区の交流を図つてはにつきお答えいたします。紀

伊長島区、海山区も過去に町民運動会を開催していましたが、両区とも参加者が減少しまして、現在は開催しておりません。ただ、現在は体育指導員に協力いただき、さまざまな教育関係団体と連携して、積極的にスポーツ大会の開催を進めております。

例えば子供会のキックボール大会やソフトボール大会、老人会のグラウンドゴルフ大会、婦人会、PTAのユニカール大会がありますし、そのほか体育協会主催の権兵衛マラソン、駅伝大会、あるいは体育協会に加入しておりますスポーツ団体などが、スポーツ大会を開催し交流する機会を積極的に支援しております。今後もこのように、さまざまな形でのスポーツ大会を開催したり、活動支援を積極的に行うことで、両区の交流を図っていきたいと考えています。

紀北町のスポーツ表彰につきましては、毎年、県大会以上の優勝者を3月に役場の会議室で表彰しており、議員のおっしゃるとおり広く住民の方々に知っていただくために、表彰式は行政放送で放送するとともに、町広報にも掲載していますが、今後、権兵衛マラソン、駅伝大会など各スポーツ大会の開会式などを活用することなども考えていきたいと思っております。以上です。

議長

家崎仁行君。

#### 4番 家崎仁行議員

表彰式は今、町長が言われたように権兵衛マラソン大会もこの前行われました。そういう席において是非披露していただくよう、よろしく願いいたします。

マイクロバスのことなんですけども、現在、送迎用マイクロバスの運転業務はシルバー人材の方が担当しています。大切な子どもを預かって送迎しております。安全には十分過ぎるほど気を配って業務に務められておりますが、古い車両でもあり、大きな事故や今まで人身事故がないのが何よりでして、運転手の皆様に感謝をいたしたいと思えます。

さきほども言いましたように、マイクロバスは18年6ヵ月を経過し、車両の整備をしているものの、ギアや足回りなど故障などがいつ発生しても不思議はないと考えられます。万一車両の欠陥が原因で、重大な事故につながる恐れもあります。さきほど町長も答えていただきましたが、来年度これ20年度ですね、予算是非計上していただくようお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

私も車両の欠陥による原因での事故で生徒、児童にケガなどあってはならないことであると、十分認識をいたしております。そうならないためにも早急な対応の必要性も承知しております。さきほどの答弁でもお答えいたしましたが、教育委員会及び担当課と協議を行いまして、議員皆様のご理解をいただけるよう検討させていただきますので、よろしく願いをいたします。

**議長**

家崎仁行君。

**4番 家崎仁行議員**

最後に、今年11月末で現在紀北町における65歳以上の人口は 6,641人に達しており、3人に1人が高齢者となります。これは言い換えれば国・県・紀北町の高齢者への施策が十分進んでいて、環境的にも紀北町が住みやすい町である証だと思えます。

今後は高齢者への配慮は当然のことですが、今以上に紀北町が元気になるためにも、もっともっと少年や若者に目を向けたまちづくりを進めていただきたいと思います。これについての答弁は結構です。

以上で質問を終わります。

**議長**

これで家崎仁行君の発言を終わります。

次に、10番 岩見雅夫君の発言を許します。

**10番 岩見雅夫議員**

10番 岩見雅夫、平成19年12月定例会の一般質問を行います。

本定例会における一般質問は、1つは、産業廃棄物処分場建設にかかる問題について

2点目は、被災者生活再建支援法改正に伴う取り扱いについての2点であります。

まず、1番の産業廃棄物処分場建設にかかる問題について質問をいたします。

初めに、この問題についての私の基本的な考え方を述べておきたいと思えます。私は廃棄物処分場を河川流域につくるべきではないと考えております。特に水道水源保護地域内につくることは大きな問題であります。

なぜならば、1つとして今の日本の法律は非常にこの問題についての規制が甘すぎるからであります。処分場ができれば自然破壊と生活環境の悪化によって、周辺住民が被害の心配をしなければならないことは目に見えております。法の規制が甘いという点について、例えば産廃の安定5品目とされているごみ屑や、プラスチック、また建設廃材などは「安定した

物質」と言われておりますけれども、これらはいずれも添加剤が用いられておりまして、長い間にはそれらが溶け出して環境を汚染するものであります。建設廃材などは危険物質のオンパレードと言っても過言ではないと思います。廃棄物に関する現在の法律は問題だらけなのです。

2つ目に、一度処分場ができてしまうと、身近なものでも数年以上、長いものでは10数年以上もごみを埋め立てをしますし、監視はきわめて難しいという現状であります。問題が出てても稼働を止めるということは、よほどの問題が起こらない限り実現できません。そこに投棄された廃棄物を除去するということは不可能に近いものであって、環境は汚染され続け、結局周辺住民が長期にわたって被害を受け続けるということになります。

3つ目に、この処分場建設という問題が、今のいわゆる「大量生産、大量消費」あるいは「大量廃棄」という、そういった形の社会を結局長引かせることになり、ごみの減量にはつながらず、資源循環型社会の実現を遅らせることになるというふうに考えるからであります。

そこで今回、船津川上流のいわゆる大河内川と言われている流域に、建設が計画されている産業廃棄物処理場に関して、海山町水道水源保護条例、これは暫定施行のものであります。これに基づいて水道水源保護審議会が開かれまして、紀北町の海山区河内地内に産廃施設建設の計画が三重県に提出されていることが明らかになりました。

そこで、この問題について次の点について質問をいたします。

1つは、初めに述べましたように、廃棄物の処分場は本来つくるべきではないというふうに考えますけれども、現在は国によって廃棄物の清掃に関する法律、いわゆる廃掃法により対処することになっております。町もこれに応じて条例によって対応しております。住民に及ぼす影響が大きいので、町としても十分な体制をもって対応すべきである。こういうふうに考えます。産廃問題は単に水道水源だけの問題ではありません。住民の住みよい環境を守るといううえからも、環境管理課も共同して対応すべきではないか、このように考えます。

この点についての町長の答弁を求めます。

2つ目は、産廃処理場建設問題は事前に住民に知らされないことが非常に多い。具体的に計画が進んでからではなく、業者から事前協議の提起があった時点で、住民の代表でもある議会に対しても報告すべきです。本件も今年の6月には県と第1回の協議がなされております。町は計画が判明した時点で、適切な行政報告もすべきではないか。このように考えます。産廃問題の解決には首長の姿勢が非常に重要な要素を占めるだけに、担当者任せにはいけない。このように考えます。まずこの2点目についての町長の答弁を求めるものでありま

す。

3つ目としまして、水源保護地域内に産廃施設をつくるのは特に問題である。このように考えております。

条例では対象事業の事前協議と、それから規制対象事業場の設置禁止の問題が謳われております。水源保護地域内にこうした対象事業が設置されるということ自体、大きな問題ではないかと考えます。水源保護の責務を担う水道の管理者として、より厳しい規制を行うべきではないかと考えます。今後、条例強化等も含めまして、水道水源保護の町長の決意を示していただきたい。このように考えます。

産業廃棄物処理場の建設問題に関連して、以上3点について町長の答弁を求めるものであります。

次に、2つ目は、被災者生活再建支援法改正に伴う取り扱いの問題であります。

阪神・淡路大震災から12年目にして、本年の11月9日に被災者生活再建支援法改正が、国会において全会一致で可決成立をいたしました。私たちが3年前のあの未曾有の大水害で、旧海山町が水禍に見舞われた際に、呆然とした中で、今、この状態で住民の方々に我々が何ができるのか、そのことを真剣に考えました。

そして法律を調べてみますと、災害救助法、また生活再建支援法、こういう非常に立派な名称の法律があります。しかし、実際には住民の救済にはつながらない。これが現実の姿でした。当時、私たちが衆議院災害特別委員である高橋衆議院議員が、当時の海山町にみえられましたので、現地の災害状況をつぶさに視察をして、その足で県に出向き、まだできて間もない危機管理局長にも会見をしまして、当時の海山町の被災者の緊急支援を強く訴えたことを今、感慨をもって思い返しております。

今度できました改正被災者支援法は、この議会中の12月の14日、本定例会開会中ではありますが、いよいよ施行をされました。内閣府は今後自治体担当者への説明、さらに制度運用のQ&A、あるいは被災者向けパンフレットの作成、これを進めると言っております。すでに新聞に報道されております。

また、私たちがこの10月に管外視察を行いましたけれども、あの能登半島地震の被害者の方々に対してもそれぞれの災害に遡及適用ということで、適用されるというふうに報道がされておりました。今、東海、東南海、南海の三大地震や津波対策が繰り返し警告されている当地方であります。私も被害の出ないことを心より望むものでありますが、万一、支援が必要な事態が発生したときには、万全の体制をもって速やかに処置がとられるよう対処してい

ただきたい。このように考えます。

現段階で、内閣府や省令の周知等についてどのようになっているのか、対応状況がありましたら、この点についての質問をいたしますので、説明をお願いしたいと思います。

以上で、この場からの登壇しての第1回目の質問を終わりにして、答弁に対する再質問は自席にして行わせていただきます。

## 議長

町長。

## 奥山始郎町長

岩見議員のご質問にお答えいたします。

産業廃棄物処分場建設に対しての体制及び対応についてであります。環境に対する影響の可能性の懸念から、産廃処分場を持って迷惑施設であるという言説は、一般的であります。産廃処分場の立地計画が進められていく過程において、三重県産業廃棄物処理指導要綱では、産廃処分場の許認可権を持つ知事が処理業者を出席させたうえで、事前協議会を開催し市町村長、関係機関の意見を聞く手続きを定めております。

環境行政といたしましては、関係課、関係住民と協議し、地域住民の生活環境に十分配慮し、廃棄物の適正処理が行われるよう協議、監視を行ってまいります。

次に、産業廃棄物処理事業計画についてであります。株式会社M. D. O代表取締役岡本一彦氏より、三重県尾鷲農林水産商工環境事務所長あてに、産業廃棄物処理事業計画書が提出され、平成19年10月19日に受付けされました。その計画書の副本が、平成19年11月2日付で、同所長から本町に送付されてました。

その経緯については、平成19年5月21日付で、三重県に対し産業廃棄物処理事業計画書の提出があり、さらに8月10日付で事業計画周知計画書が提出されました。三重県からは本町にその写しが9月3日付で送付されております。

その後、事業者は、周辺地の同意を得ることができなかつたため、処理項目を変更し同意を得て、改めて10月10日付で産業廃棄物処理事業計画書を三重県尾鷲農林水産商工環境事務所長に提出し10月19日付で受付されました。

このことで三重県より事前協議会への出席要請があり、平成19年11月27日に水道課、環境管理課等が出席し、現地で業者から説明を受けたあと協議を行い、その結果、暫定施行である海山町水道水源保護条例に基づき水道水源保護審議会の意見を聞く必要があることが確認されました。

事前協議会において環境管理課の意見として、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設との区分を明確にすること、周辺環境への配慮と住民説明会、議員説明会の開催の必要性について意見を申し述べました。

次に、水道水源保護条例につきましては、合併時、旧紀伊長島町において産廃訴訟が係争中でありましたので、地方自治法施行令第3条の規定に基づき、紀伊長島町水道水源保護条例と海山町水道水源保護条例を、それぞれ暫定的に引き続き施行しているところであります。

これら2つの条例には対象事業等に違いがありますので、近い将来これらを調整しながら水源の保護と産業の育成並びに環境の保全との調和を図りながら、本町にふさわしい適切な条例を制定していきたいと考えております。

また、水道事業を管理する者といたしましては、将来にわたって水道水源を保護し、水質の保全に努め、町民の皆さまに安全で安心のできる水を安定的に供給していくことが私の最大の責務であると自覚しているところであります。

次に、被災者生活再建支援法改正に伴う取り扱いについてのご質問であります。今回の法改正につきましては、11月16日公布、12月14日が施行日でありまして、改正内容についての詳しい資料の提供や説明会がなされていないのが現状であります。今後、県が主催する会議等により説明がされるものと思っております。

このようなことから、わかる範囲内で説明させていただきますと、被災者生活再建支援法は、平成10年に施行され、被災者の生活再建を支援するとともに、平成16年に居住安定支援制度が創設されました。しかしながら、居住安定支援制度は住宅本体の建築費用が支給対象になっていないなど、不十分なものでありました。今回の改正は制度の充実を図ることから、法律の目的を「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けたものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること」に改められ、内容としては、住宅を建設・購入等が対象となり、また、年齢や年収の要件が撤廃されたこと、対象経費の算定が簡略されたことではないかと思っております。制度の活用につきましては、これまでどおり県との連携を密にし、対応していく所存であります。以上です。

議長

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

最初の産業廃棄物処分場建設にかかる問題について、再質問をさせていただきます。

一応、私の考え方、または今回の計画にかかわって3点の質問をさせていただきましたけれども、今回産廃処分場をつくる計画をしている会社、M. D. Oという会社ですけれども、この会社に対しては大変懸念されるいくつかの問題があるというふうに、私は見ております。

産廃業者の方が許可を得た後に経営権の移譲や、あるいは経営者の変更がありますと、これは当然、今後の環境保全や水道水源保護に努める町としても、また住民も大変難しい状況になってくると思います。それは許可の前提である被害を出さないこと自体が、そのことによって揺らいでくるからだと考えます。この計画を提出しているM. D. O株式会社は、その会社自身の提出した資料によりますと、設立時発行の株主の株式の保有が、御浜町阿田和のM氏が40株、伊賀市の大栄工業が80株、そして紀北町上里の岡本氏が80株というふうに会社自身が資料を提出しております。

つまり、町外の企業や経営者の株式保有のほうがですね、多数を占めているわけです。こういった許可後にですね、経営権移譲等の問題があって、非常に対応が難しくなるというのが、この産廃問題の今までの経緯でもありますので、こういった点について町としては十分な事前の調査もしておく必要があるんじゃないかというふうに考えますが、この点についての町としてのですね対策、そういうようなものがありましたらですね、報告していただきたい。考え方を述べていただきたいと思いますが、いかがですか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

今のその、この答弁に出てきた申請する会社の持株数のことについては、私より担当課長が知って、よくわかっております。そういう関係で担当課長に一応答弁をさせます。

**議長**

村島水道課長。

**村島成幸水道課長**

お答えいたします。今、議員の質問は株式が200株発行されて、町外の方が120株持っておられるので、今後の事業計画変更等があれば対応が難しくなるということだと思いますけれども、これにつきまして水道水源保護審議会のほうでは、12月8日に第1回目の審議会を開催いたしまして継続審議となっております。規制対象事業場にするか、しないかにつきましてはもう一度これから平成20年度の1月の中旬ごろを予定して、再度開催したいと思って

おります。その予定をしておりますが、事業変更等があった場合、対応が難しいということにつきましては、廃掃法の許認可があります三重県のほうでそれらについての対応がなされると思います。

水道水源のほうでもそれらについて対応できるものにつきましては、審議会の中で対応していきたいと、そう考えております。

## 議長

岩見雅夫君。

## 10番 岩見雅夫議員

産廃処理場がですね、つくられた場合に、今後さきほどの質問の第1回の中でもですね指摘をしたように、これは町の環境保全の立場から、あるいは水道水源保護の立場からいってもですね、非常に重要な要素になってくるわけです。

したがって、こういった単に許認可の問題にかかわる問題だけでなしにですね、えてしてこういった産廃業の場合に許可を取った後においてですね、経営権が移譲されたり、会社が変わったりということがですね、発生しかねないというのが今までの歴史というのですか、実際に旧海山町でも体験された問題です。

そういった点からですね、私は危惧しておりますので、十分ですね町としても調査をして、そうしてそうした憂いがないように、また建設された後においてですね、住民に非常に難しい状況に置かれる。町としても対応に困ることがないようにですね、慎重な準備をお願いしたい。こういう思いがあるから、この点を質問したわけです。

それからさらにですね、さきほどの町長答弁の中で産廃とですね、一廃の区別を明確にするという問題も答弁されました。すでにこのM. D. Oはですね、現在産廃の許可を計画して申請しておるところなんですけど、一般廃棄物処理業の許可についてはですね、もう取得をしております。産廃業者の場合ですね、ほとんどの業者ができるだけ事業を拡大したい。あるいは準備したですね、その広大な用地を活用して、廃棄物の保管や処理用にですね、非常に便利になるようにということですね、ほとんどの場合必ずと言っていいほど、一廃の許可もですね取っておくという手法をとっております。

今回のM. D. Oもですね、すでに一般廃棄物の処理業の許可も取得をしております。一般廃棄物処理業の許可についてはですね、町長が行うものでありますので、この点についてですね、紀北町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例による、一廃処理業のですね許可の状況と、それと同条例のですね施行規則にあります廃棄物の減量等の推進審議会というのが、

紀北町にあるんですが、この委員の資料をですね提出を求めたいと思います。

これだいま公式に要求しましたので、この場でなくてもですね、本会議中であればいいと思いますので、その一廃、同じこの産廃業者のですねM. D. Oが、すでに許可を取った一廃の処理業の状況について、資料提出をお願いしたいと思いますが、その点はいかがですか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

一廃につきましては、すでに許可を出しているところでありまして、その詳しいことは担当課で説明いたさせます。

**議長**

倉崎環境管理課長。

**倉崎全生環境管理課長**

一般廃棄物の処理業の許可でございますけども、19年の5月10日にですね、当業者から一般廃棄物の処理業許可申請書が本町に提出されました。これについては5月30日付で許可をしておりますが、もう資料はですね、また議員さん言われるように町長の許可を得て、資料提出させていただきたいと思います。

また、審議会のメンバーにつきましても9名の方にやっていただいておりますが、これも後ほど資料として提出をさせていただきます。

**議長**

岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

私の最初に質問したですね3つの課題も、今後の課題としてですね、まとめたいと思うんですけども、このいわゆる産廃処理施設の問題というのをですね、繰り返しますけれども、水道水源保護という立場からも、あるいは環境保全にという立場からもですね、非常に重大な影響を及ぼす問題であります。

しかし、これが実際にはですね、議案という形で提案されたときしかですね、議会でも論議が審議に付されないというのが、現状であります。この点についてですね、現在の法律上はそうになっているということなんです。計画がやはり明らかになった段階でですね、町としてはまず関係各課が共同して十分な事前の調査も行ってですね、町としての調査も行

って、また議員に対してはですね説明会を開く、あるいは住民への周知や説明を機敏に行う。こういうことが必要だと思いますが、この点についての町長の考えを示してください。

そういうことが必要だと思いますが、そうすべきではないかという私の質問です。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

ただいまの考え方は岩見議員の必要であろうということでありまして、私もこれまでの慣習を踏襲するという意味ではありませんけれども、そういう一廃のですね、申請が出た場合には、議員が今おっしゃったような点もですね検討しながら、必要とあらば対応してまいりたいと考えます。

**議長**

岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

町長は一廃と言われたんですけど、私は一廃の場合じゃなしにですね、産廃の問題について、考え方をきちっと持っていただきたいという要望も含めた今後の課題で、提案をさせてもらったつもりなんですけど、その点についてはご意見はどうですか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

産廃につきましてはですね、これは知事の許可ですけども、町としてもですねご意見、県からの意見聴取もあることだし、町はそこに施設がつくことであるんでですね、慎重に対応してまいりたいと考えます。

**議長**

岩見雅夫君。

**10番 岩見雅夫議員**

それではですね、今後の課題という点では要望になるかもわかりませんが、さきほども言いましたようにですね、なかなかこの議会での審議に付されないという問題、しかも町にとってはですね非常にこう重大な問題ということで、決してこの一担当課だけのですね、あるいは産廃と言ったらすぐに水道水源の汚染の問題だというふうな形ではなしにですね、町としてもきちっとした対応をとるような準備、調査、そういうものを是非やっていただきたい

ということで、議会でもですね一定の議論が交わせるように議会報告も是非お願いしたいということ、今後のためにですね要望したいと思います。

それで、2点目の改定被災者支援法の問題なんですけれども、14日付の新聞にですね発表されておるんですが、今回のこの被災者支援法改正はですね、住宅本体の建て替え、補修を支援の対象とするということになりました。非常に画期的なものです。全国の阪神・淡路大震災以降の被災者の方々の運動や活動によってですね、今回の成果として実ったわけなんです、国会でも全会一致で可決されたようにですね、非常に大きな成果だったというふうに私も考えております。

それで問題はですね、先に海山のときにも経験したんですけれども、被災所帯の年収とか、あるいは所帯主の年齢要件というのもありまして、大きな被害を受けながらですね、支援の対象にならないという非常に不合理な面があったんですが、この点についてもですね、この要件が撤廃をされたというふうに新聞に報道しております。

大幅に改善された制度、これをですね実際にもし被害があって支援が必要になった場合、市町村の現場でですね、これを活用する、そういう手続きが今後とられていくということで、そういう事務手続きを定めたですね、政令も公布されているというふうに新聞は報道しております。

今後ですね、さきほど述べましたように、もしこの三大地震が警告をされ、それに伴う津波等ですね問題も非常に心配されている地域だけにですね、十分な体制をとっていただいて、そうした事態が発生したときにはですね、遅滞なく万全の体制でやれるようお願いしたいと思います、もしその点についての町長のお気持ちというか、受け止め方がありましたらですね、お答えをいただきたいと思います。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

さきほども申しあげましたけれども、この法改正によりましてですね、最大 300万円ですね、300万円の支援が国民が等しく災害にあわれた方々はですね、いろんな規制を取り外していただいて受けやすくなった。こういう意味で前進したものと受け止めております。これがもし災害にあわれたときに、あわれないのが一番いいんですけれども、あわれたときにこの支援を受け入れやすいようにきちんと整理し、住民に対応していくことが行政の努めだと思ってます。

10番 岩見雅夫議員

以上で質問終わります。

議長

これで岩見雅夫君の質問を終わります。

---

議長

ここで2時45分まで暫時休憩いたします。

(午後 2時 25分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 2時 45分)

---

議長

次に、17番 松永征也君の発言を許します。

17番 松永征也議員

17番 松永征也、一般質問をいたします。

最初に馬瀬地内へ簡易型インターチェンジの設置を、2番目に農業の再生について、そして3番目に上里診療所付近へバス停留所新設についてを質問いたします。

まず、馬瀬地内で高速道路と県道が交差する地点に、簡易型のインターチェンジの設置についてであります。悲願でありました高速道路、近畿自動車道紀勢線の建設工事が今、急ピッチで進められております。関係者に対し心から感謝を申し上げる次第でございます。

特に紀伊長島・尾鷲間は新直轄区間、いわゆる無料の区間で整備されることとなっており、地域に大きく貢献してくれるものと期待するところであります。本町は開通後、決して通過

地点とならないよう、高速道路を最大限生かしたまちづくりに取り組んでいかなければなりません。最近、国の政策も地方重視に大きく転換しつつあります。これに伴い本年9月、国土交通省は地方の活性化を図るため、高速道路に簡易型のインターチェンジを大幅に増設していく方針を打ち出されています。

さて、馬瀬地内で高速道路と交差する県道矢口浦上里線ではありますが、背後には矢口浦、白浦、島勝浦、それに須賀利浦の各漁港と引本港湾の合わせて5つの港を擁しており、日々水揚げされた水産物は、この路線から出荷されているところであります。

また、この地域は黒潮洗うリアス式海岸であり、熊野灘を代表する磯釣りのメッカでもあります。さらに和具の浜海水浴場や県営大白浜臨海公園などを擁しており、本路線はまさに産業道路であり、観光道路でもあります。簡易型のインターチェンジの設置は、この地域の活性化に大きな効果をもたらすものであり、本町にとって通過地点とならないためにも、是非とも必要なインターチェンジであると考えます。

町は国土交通省及び三重県に対し、簡易型インターチェンジの設置を強く要望すべきであると考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

次に、農業の再生についてご質問いたします。

農業は食料の供給とともに自然環境の保全、良好な景観の形成など、多面的機能を有しております。しかしながら、本町においては高齢化の進展などによって、耕作放棄地は年々増大しており、町の活力の低下と多面的機能の創出につながっているのではないかと危惧するところであります。

限られた町域であります。土地利用を有効に活用していかなければなりません。先月、区長さん方と農業の先進地である滋賀県へ、市民農園等の視察に参加させていただきました。紀北町を一步出ますと、いくら探しても耕作放棄地を見ることはできませんでした。それほど本町における農業の衰退ぶりを実感した次第であります。

調べますと、農業先進地においては農地の貸し借りにより集約化を図り、農業経営の目標として他の産業並みの所得と週1回の休み、それに厚生年金加入など、このような形の農業経営を目指して近代化に積極的に取り組んでいるということでもあります。いわゆる農業経営のですね法人化を図っているということでございます。

農業はこれから大きく変わろうとしております。農業にも一般企業の参入ができるようになりました。また原油高騰などから、バイオ燃料となる作物が脚光を浴びようとしております。さらに市民農園や農家民宿など、体験型農業による都市との交流の場なども考えられる

ところであります。このように稲作一辺倒ではなく、地域の特性に合った新規作物の導入などが、今後求められるところであります。

本町農業の再生を図っていくためには、次のような対策が必要ではないかと考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

1点目は、営農指導を推進していくため、農業専門職員の配置。

2点目として、農地の貸し借りが安心して行われるよう、貸し借りに町が仲介役となること。以上、この2点について町長のご所見をお聞かせいただきたいと存じます。

次に、上里診療所付近へバスの停留所の新設について、ご質問いたします。

人口の高齢化は急速に進んでおり、本格的な長寿社会を迎えようとしております。

さて、上里診療所は建物の老朽化に伴い、本年5月町の支援を受け、上里自治会の手によって国道42号線沿いの適地に新築移転されたところであります。地域住民にとって命と健康を守っていただける心強い「かかりつけ医」の確保につながるものであり、住民は心から感謝している様子であります。

しかしながら、利用者には足の不自由な高齢者が多い中、診療所はバスの停留所から次の停留所のほぼ中間に位置しているために、通院する高齢者にとって大変困っているのが現状であります。診療所付近へバス停留所の新設について、国土交通省をはじめ三重交通等関係機関へ働きかけていただきたく、是非実現していただきたいと考えますが、町長のご所見をお伺いしたいと思っております。以上です。

## 議長

町長。

## 奥山始郎町長

松永議員のご質問にお答えいたします。

馬瀬地内に高速道路の簡易型インターチェンジをとのことでございますが、近畿自動車道紀勢線につきましては、議員もご承知のとおり紀北町内には「紀伊長島インターチェンジ」と「海山インターチェンジ」の2カ所の設置が決定されています。

11月26日の「近畿自動車道紀勢線の管内における進捗状況と休憩施設の設置について」の説明会におきまして、松永議員から馬瀬地区にも簡易型インターチェンジができないかのご質問をいただきました。

その際には、私から国土交通省や三重県の関係機関に、一度、要望をさせていただくとお約束いたしました。その後、県の窓口にも事業実施の可能性について問い合わせを行いました。

たが、近畿自動車道紀勢線の計画と進捗状況、また平成25年の熊野市までの開通目標等から、現時点では困難であるとのお話でございました。

また、すでに馬瀬地内では「始神地区道路建設工事」が着工されており、さらに来年の3月までに「馬瀬高架橋下部工事」も発注される予定であります。現時点では高速道路の事業計画を変えることは限りなく不可能に近く、結果的に事業進捗の妨げとなることを、私も改めて認識した次第でございます。このような状況でございますので、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

次に、農業の再生についての1点目、営農指導を推進していくための農業専門員の配置についてであります。現在のところ、県尾鷲農林水産商工環境事務所の農業普及担当者により、営農指導、特産品の開発、農協との交渉などに関して地域農政に対して活動していただいております。町の産業振興課の体制といたしましては、農政係が一般農政、基盤整備、農業委員会などの事業を一手に行い、その中で農業普及活動を実施しており、議員が求められている専門的な普及活動は行われていないのが現状でございます。ご提案の農業専門職員の設置については、農業施策を進めるうえで重要であると認識しておりますが、農業を取り巻く現況を踏まえ、十分検討してまいります。

2点目の農地の貸借が安心して行えるよう、貸借に町の介入をとのご質問であります。以前は、農地流動化助成金交付事業により、農地を貸借した場合、賃借料に対して、町が仲介し、助成金を交付して農地の集積を推進してまいりましたが、平成17年3月末をもって助成事業は終了いたしました。

現在では、農業者から賃貸借、売買などの問い合わせがあった場合、農業委員会が、紀北町を通して農地の保有形態の合理化を促進し、貸借及び売買の仲介をする財団法人三重県農林水産支援センターと共に、農地の斡旋を行っております。また、町独自でも借り手の意向を確認のうえ、貸し手の調査を実施し、関係法令との整合性を保ちながら、農地の仲介をしております。

次に、上里診療所付近へバス停留所の新設をとのことでございますが、新築移転されました上里診療所付近には、上里バス停及び船津駅前バス停の2カ所があります。上里診療所は上里バス停と船津駅前バス停の間、約800mの中間に位置しており、診療所を利用される高齢者等の方々がご不自由をきたしているとのお話でありますので、早速、三重交通株式会社に、バス停の設置につきまして問い合わせをいたしました。

バス停の設置につきましては、バス事業者・道路管理者・交通管理者等との調整が必要で

ありますが条件が整えば設置も可能とのお話をお聞きいたしました。設置につきましては、国道の路線から離脱して設置しなければならないこと等から、用地の確保や設置に要する費用が必要となりますので、設置に際して、費用の負担を含め、三重交通株式会社及び国土交通省や公安委員会等の関係機関と協議を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**議長**

松永征也君。

**17番 松永征也議員**

簡易型インターチェンジの設置であります、難しいと、要望はしてくださったということなんですけどね。ただ確かに遅いことは事実なんですけどもね、さきほど申し上げましたように状況がね、その後変わってきて、国もそういうインターチェンジを増やすという、方針を打ち出しておる。それともう1つはですね、三浦地区へ決まりましたが、サービスエリア休憩所をですね、これは馬瀬も候補地であったわけなんです。馬瀬へ決まれば乗り入れができるなと思ったおったんですけども三浦と決まって、ただ三浦はですね、海も見えて土地あるということで、適地なもんでね、それでよろしいんですけどもね。そういう2つのことが最近変わってきましたのでね、要望するわけなんですけども。

この白浦、島勝、あちらのほうの桂城半島というのですかね、あちらも産業とか人口も減っておるし、疲弊してきておるわけなんです。そういうところへの玄関口になるわけなんで、是非もう一度ですね、再考をしていただきたいなど、国交省とか三重県へですね、重ねて要望していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

議員のお気持ちはよくわかります。

それから馬瀬地区における、言うたら白浦、島勝、矢口、引本等の状況も説明を受けておりますけども、おそらく難しいのではないかと思いますけれども、機会をつかまえてですね、再度、私でなくとも担当課のほうでもですね、機会がありましたら伺ってみます。

**議長**

松永征也君。

**17番 松永征也議員**

是非お願いします。ということはですね、地元住民の方も大勢がですね、是非つくってほしいということをですね言っておるわけです。

そしてですね、県道といえね、地方の基幹道路ですわね。主要道路といえね、そういう道路と高速が交差するのにはですね、乗り入れもできないというのはね、ちょっとどうかと思うんですがね。私もね伊勢のほうへちょっと見に行ったんですけども、伊勢道路、伊勢へですね、伊勢の市内、もう1kmぐらいおきにインターチェンジをつくってますね。それから西名阪、名阪も伊賀のほうですね、あちらのほうもそういう県道なんかと交差するところにはですね、簡単なインターチェンジ、無料ですから料金所は要らないわけなんで、簡単なね出入りできるようなインターチェンジがたくさんつくられておるものですからね、こんなふうに要望するわけなんですけども、県道でありますから、町の負担が一銭もかからんわけですね。県と国とでやっていただけるということでもありますのでね、要望いたしました。

是非、もう一度されるということでございますので、是非お願いしたいと思います。

それから、次は農業ですね。農業の専門職の配置なんですけども、県には体制があるけども、こういう指導はまだ十分でもないということでありましたね。十分検討をしますという答弁であったんですけども、農業はですね経営にあたって、また農作物の栽培にあたってですね、専門的な知識が必要としておりますね。以前ですけども、合併前、両町においてですね、旧の紀伊長島町において、両町にも置いておられたわけです、専門職が。一時期ですね。それで長島のほうではモロヘイヤですねか、モロヘイヤを普及されておりました。それで旧海山町においてはですね、セレベス芋とか、それから花のストレッチャ、このようなことを新規に導入してきて、そして農家に普及させたというようなことで、農家もですね、かなりの収入をその当時上げておりました。

しかしですね、その後、両町ともそういう専門職の方がいなくなって、そのようなことから立ち消えになってしまっておるというような格好なんですけども、農業にはですね、詳しい指導者が是非必要やと思うんですね。もう一度町長、ご答弁いただきたいと思います。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

さきほども申し上げたように、ご提案の農業専門委員の設置につきましてはですね、大変重要であると認識しておりますので、その辺のところをよく現状を踏まえてですね、その方向でまた努力をしていきたいと思っております。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

もう1点申し上げますと、あれですね、次は農地の貸し借りというところなんですけども、これについて県でも扱っておられるという答弁でありましたが、助成制度があったけど17年度で終わったというようなことであるんですけども、合併に際してですね、新町建設計画が策定されておりますけども、その中でもですね、農業振興の一番に農地銀行の活用の促進を図るということが、農業振興の一番最初に上げられておるわけなんです。

私は申しますのはこのことなんで、いわゆる農地の貸し手とですね借りを町に登録していただいて、そして町が仲介していくというようなやり方なんですけども、この農地の貸し借りについてですね、町長もう一度このような建設計画にも書かれておるわけなんで、是非早急に進めてほしいと思うんですが、ご答弁をお願いしたいと思います。

議長

町長。

奥山始郎町長

そのような農地の貸借の要望があった場合にはですね、町としまして、できるだけその人たちの仲介をするという方向で実施してまいりたいと思います。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

是非お願いします。このあれですね農業専門職員の配置、それからもう一つ農地の貸し借りを町が仲へ入って斡旋すると、このようなことを進めていけばですね、本町農業もですね、かなり進んでいくんじゃないかと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、上里診療所付近へですね、バス停留所の新設ということなんですけども、前向きなご答弁をいただきました。早速働きかけていただいたということでございます。この地域の集落はですね、細長い地形をしておって、それで点在しておるというようなことで、バスの利用を必要としておる地域なものですから、是非、今後も実現に向かってお骨折りをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

議長

これで松永征也君の質問を終わります。

次に、3番 近澤チヅル君の発言を許します。

### 3番 近澤チヅル議員

3番 近澤チヅル、2007年最後の12月議会になりました。一般質問を行います。

子どもたちやお年寄りにやさしいまちづくりを、紀北町の総人口は5年毎に行われる国勢調査によりますと、昭和30年以降減少傾向にあります。昭和30年、1955年ですが、今から52年前の人口は3万 2,379人でした。それが50年後の平成17年は1万 9,963人となり、この50年間で1万 2,416人、人口が減ってしまったこととなります。約40%も減ってしまいました。

年齢構成の移りを見ますと、昭和30年0～14歳までの子どもは1万 1,732人、65歳以上は、2,028人と子どもたちの元気な声が飛び交うこの町でした。平成2年を境に65歳以上の高齢人口比率は子ども0～14歳までの年少人口比率を上回り、平成17年子どもの数は2,349人、65歳以上が6,556人と高齢化率32.8%と急速に少子高齢化が進んでしまいました。年少人口はこの50年間で9,384人減り、36.2%から11.8%に下がってしまいました。

今、限界集落問題がクローズアップされていますが、本町でも人事ではありません。50年後はどうなるのか。政治の目的が国民を安心して暮らせる条件づくりにあるとすれば、そこに住む人々、私たちに元気にする方策が何よりも求められます。ところが国による合併や地方行革の名により、地方を切り捨て、弱者切り捨ての負担増が押し付けられています。紀北町存続のために最も必要な課題の一つには、子育て支援があります。そんな若い親たちの願いに背を向ける負担増を今、三重県が行おうとしております。

県の福祉医療費助成制度に来年9月から自己負担の2割負担を導入するという事です。今紀北町の12月議会にも紀北町身体障害者連合会と新婦人の会から、この件の見直し案にかかわる意見書の提出を求める請願書も出ていますが、私はこのような制度の後退は絶対許すことができず、あえて一般質問させていただきます。

#### (1) 福祉医療費助成制度について

福祉医療費助成補助金は、乳幼児医療費、心身障害者医療費及び一人親家庭の医療費の総称です。国の医療保険制度などを補うために、市町が行う助成に対して県が財政支援を行うのが県の福祉医療費助成制度です。乳幼児医療費制度の充実の子育て中のお母さんたちが、最も望んでいることです。私もお母さんたちの願いを町政に届けるため、毎年一般質問でこの乳幼児医療費制度を取り上げてきました。

この間、3歳未満、通院入院無料から1歳上がり、4歳未満まで年齢が引き上げられ、や

と18年9月からは入院だけ小学校入学前まで無料になり、一步進んだと喜んでおりました。国も子育て支援に乗り出し、来年の9月からは小学校入学前までの医療費を、窓口3割負担から2割負担に軽減することになり、県も当然9月から入学前まで無料になると期待しておりました。ところが年齢の引き上げとともに2割の自己負担を導入しようとしています。

若いお母さんたちは、「こんなこと誰が一体考えたの」と驚きと怒りの声が上がっております。紀北町の子育て中のお母さんの願いは、体力のない小学校入学前までの子どもの入院、通院も窓口で無料にしてほしい、それが願いです。町長の考えをお伺いいたします。

また、母子家庭においては生活が大変です。厚労省の国民生活基盤調査によると、困っていることの内訳では18年度の調査で、家計46%、仕事18.1%、住居12%となっております。そして暮らしが大変苦しい52.8%、やや苦しい27%、合わせて79.8%が苦しいと言っております。ですが、今回の見直しでは負担だけが増えます。母子家庭の暮らしをどう認識しておられるのか、町長の考えを伺います。

障害者の方の暮らしも同様です。昨年、自立支援法が施行され、障害が重いほど負担が増える応益負担が導入され、また今回それに追い打ちをかけるような見直しの負担増、障害者の方の暮らしを町長はどう認識しておられるのか、お伺いいたします。

県の福祉医療制度助成は、県、県議会12月議会でも反対の意見が相次いでおります。12月3日の一般質問に立った5人の県会議員全員がこの問題を取り上げ、負担の軽減を求めたり、反対の意見を述べております。野呂知事は記者会見の席で、「市町の事情により導入も致し方ない」というような発言もしておられますが、紀北町として一部負担の導入はしてはならないよう県に意見を上げるべきですが、私は当然このことは町長は心得ていると思っております。

ところが、昨日、県議会の政策検討会議がありまして、市町のアンケートを聞いているということで期待をしておりました。朝起きて一番に新聞を取り上げましたがびっくりいたしました。福祉医療費の自己負担導入賛成わずか3市町、この中に残念なことに紀北町が入っておりました。この根拠を是非町長にお伺いしたい。そして一部負担導入はしないよう意見を上げていってほしい。町長の考えをお伺いいたします。

## (2) インフルエンザの予防接種について

今年は例年より早くインフルエンザが流行しております。本町ではインフルエンザの発病や重症化予防のため、65歳以上の高齢者の方を対象にした予防接種の一部助成を行っております。1人につき1回自己負担は1,500円です。17年度の実績では対象者6,494人に対し、

3,651の方が利用されております。18年度も6,661人のうち3,395人、約50%余りの高齢者の方が利用しております。これは医療費の削減にもつながることだと思っております。

私ども日本共産党が昨年実施しましたアンケートでも、子育て支援ではインフルエンザの助成にたくさんの要望がありました。子どもが2人の場合1人2回接種すると、安い医療機関でも5,000円、2人だと1万円の負担になります。抵抗力のない乳幼児や児童にも是非このインフルエンザの予防接種に助成をすべきです。町長の考えをお伺いいたします。

(3) 介護認定者の障害者控除について

65歳以上の高齢者で、介護認定を受けている場合は、障害者手帳がなくても県が認定書を発行すれば障害者控除が受けられます。2005年度には69人、2006年度は76の方が受けておられます。新聞報道によりますと岐阜市では、認定者6,200人のうち1から5までののうち3,245人、52%の方に認定書を出しております。紀北町では1から2の方は473名、3から5の方が349名、合計822の方がおりますが、この岐阜市に該当させますと674人の中で76人は9.2%にすぎません。介護保険認定の障害者控除を適用した場合、要介護1ないし2は所得税で障害者控除の27万円、要介護3号の方は特別障害者控除を40万円が受けられます。住民税では26万円、35万円、そしてこのことにより税金が減額になります。

高齢者の方は今、高齢者控除の廃止(50万円)や年金控除の縮小140万円から120万円に、そして125万円までの非課税限度の廃止などによる増税で非課税から課税に変更され、介護保険料や利用料、国保料などの負担増まで重なっております。暮らしを応援するためには、この障害者控除の制度を町民にお知らせして利用することを進めてきましたが、広報によるお知らせだけでは限界があるのがさきほどの数字にも現れております。

介護の状態が5年間継続していて一度も確定申告をされなかった方は、5年間遡ることができます。この制度の活用は町民の生活を応援するものです。さらにこの制度を利用すると、さきほど言いました年間125万円までは非課税措置が適用され、本当に温かい制度でございます。負担増の市民へ温かい町政の心を届ける大切な仕事にするために、介護1から5までの認定者には個別通知を出すことを求めます。町長の考えをお伺いいたします。

1回目の質問を終わらせていただきます。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

近澤議員のご質問にお答えいたします。

福祉医療費助成制度についてであります。高齡化の進展等の社会環境の変化の中で、国においては持続可能な制度を目指し、医療制度改革などさまざまな改革が実施され、受益と負担のあり方についても見直しが行われておりますが、当助成制度におきましても次世代育成の支援を図ること、3障害同一の観点から精神障害者の地域移行の支援を図ることなどの観点から、受益者の経済状況も勘案しながら必要な医療を受ける機会を確保していくための見直しを三重県と各市町が検討しているところであります。

お尋ねの小学枚入学前まで通院医療費を無料にということですが、現在、通院につきましては4歳未満児までとなっておりますが、これを入院と同様に小学校入学前まで助成範囲を拡大しようと検討しているところであります。

次に、現物給付につきましては医療費の増加が懸念されることなどを考慮して、現在のところ考えておりません。

母子家庭のことについては、現在、児童扶養手当の支給が行われておりますが、一般的に所得水準の低いことは国の調査にも現れており、また、障害者の方についても障害者自立支援法の施行により、低所得者には軽減措置が設けられているものの、新たに自己負担が発生したことなどにより、いずれも生活環境は厳しいものと認識しております。

次に、自己負担につきましては、年々、助成額の増加や厳しい財政事情の中にあって、持続可能な制度とするため、受益と負担の公平性の観点などから導入を検討してきたところであります。通院の場合は医療機関の窓口で一部負担金を払っていただき、その額の2割が自己負担額となりますが、自己負担限度額の600円を超えるときは、超えた額を助成しようとするものであります。

入院においても同様に一部負担額を支払っていただき、その額が自己負担限度額の3,000円を超えたときには、その額を助成しようとするものであります。現時点では当町は、自己負担はやむを得ないものと思っておりますが、県下の状況を踏まえ、今後、三重県及び県下の市町と十分協議してまいりたいと考えております。

次に、インフルエンザの予防接種の助成についてのご質問であります。現在、町が行っている助成としましては65歳以上の方におきまして、1回2,500円の助成を行っているところであります。議員ご質問の子どもへの助成につきましては、実施している自治体も少なく、財政の厳しい当町としましては、今すぐの実施は難しいものと考えております。

次に、介護認定者の障害者控除のご質問であります。介護認定にかかる事務につきましては、紀北広域連合で行っているところであります。しかし、障害者控除の認定書の発行に

つきましては町が窓口となり、認定書の発行を行っています。取扱につきましては介護認定者に対する障害者控除対象者認定書取扱要領に基づき、認定の申請をしていただき、内容を審査し、認定書の発行となります。

議員ご質問のように、介護認定で要介護1から5までの方、全員に通知することも理解できますが、認定者の年齢を考慮しますと、扶養している親族の方が利用されるケースが多く、本人が確定申告をするケースが少ないと思いますので、本人に通知をした場合、困惑することも予想されます。

周知の方法としては、扶養義務者に対する周知も考え、町広報等により周知してきたところでもあります。この後の予定としましては確定申告が始まる前に町及び紀北広域連合の広報2月号によりお知らせする予定となっています。

次年度以降につきましては、周知方法、内容を広域連合とも十分相談し、検討していきたいと考えております。以上です。

**議長**

近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

医療費のことからいきたいと思います。県が来年の9月から入学前まで予定するのでという話で、窓口無料にしてほしいというのがお母さん方の願いなんですが、町長の答えは医療費の増加が見込まれるのでしないということでしたが、具体的にどのようにシミュレーションされたのか、お伺いします。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

シミュレーションというところの言葉でもないけれども、担当課におきましては、医療費を無料にした場合の医療費の増加が懸念されるというふうな結論というか、そのような結果が得られたもんです。だからあなたがおっしゃった現物給付については、ちょっと難しいのではないかと、考えていないということになったわけです。

**議長**

近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

医療費が増加されるという思いの要素ですね。なぜ医療費が増加させると担当課は思い

になったのか、具体的にお答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

おそらくこれまでの業務、それから経験則ではないかと私は推測しております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

担当課でというお答えやったと思ったので、私担当課の方にお伺いしたいという。

議長

住民課長。

宮澤清春住民課長

お答えします。過去の老人医療費のですね、無料化導入したときの状況を踏まえ、また、県の会議等々におきまして言われておるのはですね、現物給付にした場合は2割、3割は確実に増えるだろうと、ただ最近ですね、現物したような、この近辺で現物給付を行ったという実績がないものですから、その辺の数字ははっきり申せませんが、大体2割、3割増えるだろうと、こういうふうに言われております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

三重県では残念ながら実施しているところはないんですが、名古屋市とか岐阜市とか、この東海3県ではたくさんところで実現しております。そしてその名古屋市のほうから嫁ってきたお母さん方も、「何で紀北町では名古屋ではできたのに、できないのか」という思いでおります。

そして2割、3割増えるというお答えですが、子育て中のお母さんですね、窓口が無料になったから医者へ連れていきやすいなんて思ってないです。是非、そこのところ町長ご認識いただきたいんですけど、医者に連れていきたいと思っている親なんていないんですよ。健康で育てたいというのが一番の願いなんです。窓口負担になったから、医者に連れていこうなんて喜んでいる親は私いないと思っておりますが、町長、私の意見に対してどうお考えですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私も子育ての経験はありますが、そのあなたおっしゃるような、そのような考えを私は持っていませんし、あなたと同様にですね、子どもの健康のためには早く医師にかけてですね、診てもらって対応するのが普通の親御さんの考え方だと認識しております。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

窓口無料、お母さんの願いであるということ、頭の片隅に入れておいていただきたいと思えます。

続きまして母子家庭の暮らしですが、奥山町長は今、母子家庭には児童扶養手当があるとおっしゃられましたが、来年の4月から変化があります。このことを詳しく説明してください。

議長

町長。

奥山始郎町長

ちょっと母子家庭の詳しく、来年のことを私資料として入手しておりません。

担当課長にお答えさせます。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

議員のご質問なんですけども、新しく変わる制度の内容についてはですね、詳しいことはちょっと聞いてないものですから、現行の制度で話させてもらいますと、児童扶養手当なんですけども、児童1人の場合月額4万1,720円となっております。それで所得等に応じてですね、一部支給、停止等とありますので、4万1,710円から9,850円のなかで支給はされておると思っております。以上であります。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

本当に自治体の福祉の関係の課長の言葉とは思えません、本当に。来年の4月からですね、児童扶養手当が変わります。これはもう5年前に決まったことなんですけど、扶養手当受給して5年経ったら半額にするということが、もう5年前から決まっていますね、もう来年の4月からその5年がきて、今4万円もらっている方も2万円、約、平均いたしますと減ってしまうんです。その上にこの医療の負担なんですけど、それを担当課長が知らなかった、町長も知らなかった、本当に子育て支援に対してですね、どうお考えなのか、再度お伺いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

少子化高齢化の社会現象の中で、子育て支援は重要だと思いますけれども、国も県もですね、厳しい中でそのような基本的には受益と負担のバランスの考え方で出てきているものと拝察をいたしますので、ご理解していただきたいと思います。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

私は理解はできません。そして母子家庭はですね、全体の厚生労働省、の中でもですね、全体の収入100としたら、母子家庭の収入はどれぐらいと集計が出ているとお思いですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

私ではそのような精細の情報は得ておりません。失礼ですが。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

本当に残念で、私たちの代表者です。お父さんなんですよ、町長は。弱い方のことを本当に把握していただきたいと思います。30%です、約。その方たちに負担を強いるのが、今度の県の福祉医療制度なんですけども、公平だとか持続可能だとか言う前に、この私さきほども言いましたけれども、子どもが減っているんですね。子どもの数を増やさなったら、とてももうこの町の将来はないわけです。

そういう制度に対してですね、県の言うとおりに、国の言うとおりに、それで人口が増え、子どもたちが、そして母子家庭や弱い弱者の皆さんが生き生きと生活されると思いますか。

議長

町長。

奥山始郎町長

あなたの考え方の基本からいけばですね、町独自の少子化対策、あるいは母子家庭に対する助成をしてやるべきだという考えですが、国・県・町としてですね、連動した中で町だけが突出できる今、体力は持ち合わせていないという認識を持っています。

ですからご理解いただいて、今頑張っていたかかないと、これは支援だけが少子化を変えていく、是正していくものとは限らないと思います。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今までの維持がされるのならですね、私は何も文句は言いません。この弱いところに、弱い人の負担が増えるんです。本当に残念な町長の考えで、本当に怒りでいっぱいです。

今後のですね助成、乳幼児医療費は4歳から小学校入学前まで増えます。それで町の負担がどれだけ増えるのか。そして皆の乳幼児医療費、一人親家庭、障害児の皆さんのその一部2割負担でどれだけ増えるのか、シミュレーションされたと思います。そしてアンケートに答えられたんだと私は信じておりますが、どうなのでしょう、数字をお願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

乳幼児医療費の助成を入院と同様に通院も就学前まで引き上げた場合、対象者数 391名増加、半年間医療費が 338万円、それで町負担は2分の1でありますんで 169万円ですね。そういうことになります。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

もう一つ尋ねたんですよ。皆の負担は、それで一部負担導入で皆の負担はどれだけ増える

のかというの尋ねました。議事進行です。

議長

町長。

奥山始郎町長

20年度の自己負担額は、半年ですね、これ9月からですから。667万2,000円になります。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

皆の負担は町民の弱者の負担が667万円増えて、町の負担が169万円増えるんですね。弱者の負担が増える、それでも致し方ないと町長はお考えですか。

議長

町長。

奥山始郎町長

このね、町の場合とこの数字だけの比較は私はちょっと適切じゃないと思いますが、あなたが聞きたいのは、こんだけ667万2,000円が弱者が増えるのをですね、私が良しと、それでもこちらがOKということだけではなくてですね、さきほど来言ってます受益と負担の公平性という考え方もあってですね、それぞれが持って負担をしていただくことによって、より持続性が確保されるんだという考え方を持っているというわけなんです。

だから、できたら財政が豊かであれば、そうは考えないと思います。今のところですね、さきほどの福祉医療費助成についてもですね、町独自の考え方としては、今申し上げた考え方に沿っているわけであります。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

今議会へですね、住民の障害者の方と新婦人の方から請願書が出されております。14日に行われた教民に委託されましてですね、教育民生常任委員会では全会一致ですね、三重県に対して導入しないように、そういう意見書を上げていくということが、常任委員会の中ですが決議されております。そのことについて、それこそねじれ現象ですが、町長のお考えはどうなのでしょう。

議長

町長。

奥山始郎町長

それをねじれと言うのかどうか、それはちょっとわかりませんが、その常任委員会で全員一致で可決されたことは聞いております。

ですから、これは今後ですね県と市町が協議して、よりいいものに近づけていくべきだと考えます。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

市町と相談して決める、県とですね決めるということですので、反対は29団体の中で3だったんですね。あとの方は導入することには反対の意見のほうが多かったわけですから、そのような考えのほうにいくのではないかと、私は期待しておりますが、そのような認識でよろしいのでしょうか、町長のお考えをお伺いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

それはあなたの認識であってですね、県という立場でどこまでそれを市町がですね、それを是認していくのか。あるいは紀北町以外の市町の考え方を県が是認していく、それが協議じゃないですか。だから決定ではないんですから、協議していくというスタンスを持っている。ご理解いただきたい。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

理解はし難いですが、是非、前向きに皆さんの願いに応じて、前向きな協議をお願いしたいと思います。

続きましてインフルエンザのほうにいきます。

老人の方には行っているが、今はすぐには難しいというお答えでしたが、これ10月号の、「広報きほく」なんですね。インフルエンザの予防接種のところですね、普通の風邪と比べて症状が重く、全身症状が強く現れます。そのため高齢者や乳幼児がかかると肺炎や気管支炎などを併発し、最悪の場合、死に至ることもある怖い病気ですと書かれておるんですね。

乳幼児や高齢者の方が最悪の場合、死に至ることもある怖い病気だと書かれております。

その中で高齢者の方は実施しているわけなんですけど、乳幼児の方は実施できないんでしょうか、考える余地もないんでしょうか。

議長

町長。

奥山始郎町長

今のインフルエンザの助成についてはですね、高齢者に対しては助成していると、子どもの助成については実施している自治体も少なく、財政の厳しい町としては今すぐ実施は難しいというふうにお答えしております、病気はすべてですね死に至る可能性があるわけなんです。だからインフルエンザだけで特化としてどうのという議論ではなくてですね、できればすべての医療費に対して助成していきたいのは、私の思いでございますけれども、現実と理想と思いというものが違うというところが難しい。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

病気は死に至るって、当たり前なことなんですけれども、でもインフルエンザの中でですね、特にこうやって広報にも書いてあるんですね。是非、検討していく、それぐらいの町長の考えがあるのではないかと思いますので、最後にもう一度お尋ねいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

あんまり検討するという言葉を多発いたしますと、あなたは検討する言葉しか知らないのかと、お叱りを受ける場合もありますので、ご理解をいただきたい。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

検討もしないということでしょうか、では。

議長

町長。

奥山始郎町長

検討はしないとは言っていないんですが、今のところは難しいですよということを言っているんですから、ご理解をいただきたい。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

私も来年度予算に一回言ってすぐせよなんてということは言っておりません。是非このことにつきましてもですね、医療費の削減にもつながります。早くから予防すれば。そういうところで温かい子育て支援をお願いしたい。そういうことで言っておりました。

続きまして介護認定者のことです。

もう制度はおわかりだと思いますが、もう高齢者の方ですね、これを申請することによって、生活が助かるのが100%で、マイナスになるのは1つもないわけです。そしてこの一番の問題は申請主義ですね。申請したらあなたが利益になることをやりますよ。でも申請しない人は知らない。それも65歳以上の方ですね、もうこの申請主義改めるべきではないかと思いますが、町長の考えを伺います。

議長

町長。

奥山始郎町長

申請主義という言葉は私も不案内でありますんで、現在のところさきほど申し上げたことが、私の考え方の基本なんで、そのことの詳細についてはちょっと説明をいたさせますんで、ご理解ください。

議長

塩崎福祉保健課長。

塩崎剛尚福祉保健課長

おそらくですね、今822名ぐらいの方がですね、介護認定を受けておるということで議員さんも言われておったんですけども、3月末現在で848名の方が対象になります。それでその中で議員さんも言われたとおり76の方が申請をされております。そのほとんどが扶養義務者の方が申請しておるのですね。本人じゃなしに。そのお年寄りの方もですね扶養している方が利用するために、障害者控除利用するために申請してきておるというのが現状であります。

それで、おそらく848名ぐらいの中にはですね、すべて介護度とですね障害者の手帳とで

すね、保持している方と重複されておる方も何名かみえると思います。それとですね、あと要介護認定者の方、65歳以上の方がほとんどで、働いてなしにですね年金受給者だけの方が相当おるものと想像できます。そういった関係で申請がちょっと少ないのかなと思っております。

ただ、今後の方向としてはですね、やっぱり広域連合の問題でもありますので、広域連合と町長がお答えしたように、広域連合と相談してですね、次年度以降については検討していきたいということで、お答えさせていただきました。以上です。

**議長**

近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

次年度のことは検討していくということですか。せっかくのええ制度なんですよ、お年寄りの方にとっては。なぜさっき 800何十人と言いましたけど、その中で入らないだろうということ、たくさん今、課長がお答えになりました。残ってくるのはほんのわずかなんですね。そのわずかの人に省いて広域連合とも連絡して協力してですね、お年寄りの方なんですよ。若い人に申請せよと言っているんじゃないんですね。65歳の介護認定を受けておる人にですね、介護認定あなたは3ですよ、4ですよというときに、同じときにその申請用紙も渡すとか、そういうことも考えられると思うんですが、そういうこともやらないのか、さきほどの課長の協議していくというのを、具体的にちょっとお答えしていただきたいと思っております。

**議長**

塩崎福祉保健課長。

**塩崎剛尚福祉保健課長**

すみません。今ですね、議員おっしゃっておるのはですね、申告というのは申請というのは、確定申告のことで言われておるのかですね、この申請書に対する申請のことで言われておるのか、その申請書のこと。

**3番 近澤チヅル議員**

申請書です。

**塩崎剛尚福祉保健課長**

必ずしもですね、申請された方がですね、年寄りの方が必ずしも確定申告するとは限らないんですね。あくまでも確定申告の必要な方についてのみのこういったことの申請手続きに

なってきますので、全員の方に差し上げてはですね、そのまま放置してしまうケースもある  
もんですからね。それと確定申告をされる方が何名の方というのが、これ税務課のほうの関  
係になってきまして、そこら辺とのですね照合も必要になってくるかなと思います。そうな  
ってくると個人情報の問題やとか、いろんな問題が出てきますので、全員に対して通知する  
場合にはですね、広域連合のほうのその認定者とですね、その名簿に基づいて今後そういっ  
たほうが良いのかどうかというのを今、検討しておるところでございますので、そういった  
ことで町長も1回目の答弁のときに、今後については広域連合とも相談しながらですね、そ  
ういった申請のことにつきましても検討するということでお答えさせていただきました。

それで現在ではですね、町の条例要綱に基づいて、その申請するようになっていきますので、  
その要綱も変えなんん問題も出てきますので、そこら辺はご理解していただきたいと思いま  
す。

## 議長

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

いろいろ検討はされたみたいで、税務課とか福祉、広域連合と連携をとってですね、もう  
申告、そこまで精査されているんでしたら、私はすぐできるんじゃないかなと期待しており  
ます。それで条例もですね、促進していくために目的として、この事業を促進して皆に知ら  
せていくためにつくられたと、目的に書いてあったように私記憶しております。今ちょっと  
どっかにいってしまって持ってるんですが、ないんですが、是非そのことについてもですね、  
今、全体、午前中の議会の一般質問の中でもですね、町民が大変なときに、町民が町にやっ  
てもらって楽しいというのですか、ああ良かったなと思えたら、元気になるというお話もあ  
りました。

町の職員の方はですね、高齢者の方について本当に各課で関連して、細かく本当に温かい  
ことをしていただきたい。地方公務員、役場の職員は全体の奉仕者です。そのことを町長、  
職員の中に教育として進めていただいていると思いますが、本当に少子高齢化のですね、こ  
の地方においてはお年寄り、特に一人ひとりに大切にしていきたいので、申請しなかつ  
たら、このたくさんの税金の控除、そして介護保険の利用料、保険料にも響いてくることな  
んです。是非職員の方、やる気さえあればできることだと思いますので、私は1日も早くこ  
のことが実現するよう願っております。町長の考えをお伺いいたします。

全体の奉仕者です。

議長

町長。

奥山始郎町長

ご指摘のようにですね、行政は町民に対するサービス機関でありますんで、あなたがおっしゃるように温かい対応をしていくよう、努めてまいりたいと思います。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

あと何分ですか、あと3分ということですね。私今日は子どもたちやお年寄りにやさしいまちづくりということで、2007年最後の質問をさせていただきました。これ12月17日に新聞で、「めざせ子育て支援日本一」これ福島県の大玉村の子育て支援のことが載っていましたので、最後にこんな例もあるということで、町長に質問したいと思います。

この村は8,500人の村ですが、1万人のまちづくりを目指して、独自に子育て支援をその柱としております。乳幼児医療費はさきほどから問題になっておりますが、中学校卒業するまで無料ですし、妊産婦の無料回診も来年度から私たちも一般質問で取り上げまして、2回から5回に増えますが、この村では15回まで無料です。

そして3人以上生んだら、3人目からは1人30万円祝金、そして5人以上扶養している保護者に、子ども1人当たり年額1万円を支給するとかですね、町単の子育て支援を行っております。その結果ですね、出生率を引き上げようとするこの子育て支援が周りにも広がってですね、0歳児から4歳児までの村への移転数は去年は1年間で20人、そして今年は11月まで20人の0歳から4歳までの方が移住してきております。あそこへ行ったら子育てがしやすい、安心して子どもを生むことができる。来年は30人ぐらいは来るだろう。

そういうことで子育て支援をしております。町単の事業もたくさん行っておるわけですが、紀北町の町単事業の子育て支援費はいくらになっておりますか。最後にお尋ねいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

子育て支援費の額は、まだまとめておりません。

(「議事進行と」呼ぶ者あり)

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

議事進行でよろしいですか。私はまとめてじゃなくって、町単の子育て支援の予算は19年度あったのかどうかだけでいいんですが。そう聞きましたよ。

議長

町長。

奥山始郎町長

財政課にも聞きましたけども、まとめてはおりません。

議長

近澤チヅル君。

3番 近澤チヅル議員

もう時間もないので言います。ここではですね、この村ではですね町単の事業予算費 2.5%ぐらいの予算費で、さきほど言いましたような子育て支援が実現できるそうです。村の大きさも半分ぐらいですし、そのまま当てはまるとは思いませんが、是非、子育て支援で50年後の紀北町がなくなるなんてことのないように努めていただきたいと思います。子育て支援に対する町長の姿勢、最後にお伺いいたします。

これで質問終わらせていただきます。お答えください。

議長

町長。

奥山始郎町長

議員も懸念をされますように、少子化がどんどん進めていくとですね、紀北町の人口が激減して行ってですね、高齢化率はずっと上がってしまう。そして紀北町の元気がますますなくなっていくということでもあります。

子育てをしていくのが次世代につなぐ大きな要因だと思います。できる範囲内で、限られた予算ですが、範囲内で努力してまいりたいと思います。

議長

これで近澤チヅル君の質問を終わります。

次に、16番 東澄代君の発言を許します。

16番 東澄代議員

16番 東澄代です。議長の許可を得まして、12月定例会における一般質問を行います。

前者の議員からも農業の再生についての質問がありましたが、引き続き私からも追加して本町の農業振興につきましてお聞きします。

町長は、本年3月定例会の所信表明におきまして、「本町の農業は経営基盤が極めて弱く、農業者の減少により、耕作放棄地が増加し、環境面でも悪影響を及ぼしている。しかしながら、農地は食料生産だけではなく、生態系の保全、景観や心のやすらぎといった公益的機能をあわせ持っていることから、これを保全し、利用促進を図る必要がある。また一方では、国民の食を担う重要な産業でもあるので、新たな経営感覚に優れた意欲ある担い手を育成する必要がある」と述べられております。私も全く同感であります。

そこでお伺いします。現在、町においてどのような農業振興策を行っておられますか。また、町長の農業に対する理念からして、耕作放棄地の利活用は大変重要なことであると考えますが、現在、町にはどれぐらいの耕作放棄地があり、またそれに対する支援策はありますか。もしあれば、どのように周知されていますか、お聞きいたします。

以降の関連質問は自席でお伺いいたします。よろしく願いいたします。

議長

町長。

奥山始郎町長

東澄代議員のご質問にお答えさせていただきます。

現在行っている農業振興策は、農業基盤整備として農業者に対して揚水施設改修の補助、獣害対策として電気柵等設置に対する補助を行っております。また、頭首工や用排水路においても改修を行っております。

農業普及事業といたしましては、特産品化の推進、地産地消の促進、強い農業づくり交付金による支援、中山間地域等直接支払い交付金による支援などを行っております。

この事業では、古里、道瀬地区において、古里・道瀬集落協定締結団体が中山間地域直接支払い制度という事業により交付金を受けて、農地の草刈り、道水路の草刈り、景観植物の植栽、さらには町内の全小学生を対象としたみかんの体験学習を開催するなどし、農地の公益的機能を維持しながら、農業の振興を推進しています。

今後は、県主体の広域型中山間地域総合整備事業等を活用しながら、揚水機の改修、用排水路整備、頭首工、ため池の改修、農道の整備などを実施してまいります。

また、生態系に配慮した水路、農地周辺の植栽、調和のとれた景観、清流、低農薬化、有

機栽培などに着目しながら、国・県などの助成事業を有効に利用し、進めてまいります。

次に遊休農地ですが、主に田が遊休化しており、その面積は全体面積230.17haで、うち、62.8haが遊休農地となっております。その遊休農地の改善については、補助金、交付金等を活用した基盤整備を行い、耕作条件の改善に努めます。

また、大規模農家の育成を図る一方で、小規模耕作者の増加を図るなどにより、遊休農地の発生抑制に努めてまいります。

遊休農地の利活用については、今年度、紀伊長島区の下河内で試験的にマコモタケという野菜を栽培し、一応の成果を得たことを踏まえ、海山区のくき漬けに並ぶ新たな農特産物として利活用の推進を図りたいと考えております。同時に、町内各地域に適した品目を選定し拡大や新規導入を検討してまいります。

**議長**

東澄代君。

**16番 東澄代議員**

町長、私が演壇で質問した内容は違うんです。

支援策とね、それからどのように周知される。その支援策があればどのように周知されていますかという質問だったんです。その辺はどうなんですか。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

周知の方法はですね、農業委員会の会議、あるいはそうですね広報、ケーブルテレビ等で周知をしております。

**議長**

東澄代君。

**16番 東澄代議員**

答弁漏れです。町長、支援策の内容はどんなんですか。内容を言ってくれてないです。しっかりしてくださいよ。課長、きちっと資料出すように言ってあるじゃないですか。内容です。

**議長**

町長。

**奥山始郎町長**

さきほど壇上ではですね、農業振興策は基盤整備とか、揚水施設等々申し上げたんですが、それは、そうでしょう。それが支援策。

それから農業普及事業といたしましては、特産品化の推進とか、それから地産地消の促進、強い農業づくり交付金による支援、それから中山間地域等支援支払交付金による支援などを行っておりますというふうに説明はしております。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

そのね利活用の場合は、どのような支援策がありますかって、担当課長わかっておるんじゃないですか。紀北町の転作奨励金等についての休耕田に対しての補助金等は、交付額があるんでしょう。その辺の内容を述べてくださいということで資料渡したんですけど。

それと、その用水路とか何とか、それは当然のことだとは思いますが、その辺のことはどうしていくかって、この放棄地をどのように町長は考えておるかということで、私の質問なんですが、全部私の質問は理解していただいたと思ったんですが、もう一度答弁をお願いします。課長、渡してくださいよ、町長にこれを。調べたんじゃないですか。助成金、休耕田に対する。

議長

中村産業振興課長。

中村高則産業振興課長

大変申しわけありません。休耕田に対する助成でございます。紀北町の地域水田農業推進協議会によりまして、町協議会からの助成ということで、里芋、蕎麦等につきましては1反当たり2万円と。それとあと一般野菜につきましては、1反当たり5,000円ということで、このような形で町協議会からの助成を行っております。助成については以上でございます。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

入江議員。

11番 入江康仁議員

これで3回目だから言うけどね、僕も前の前議長の尾上議長のときにも、やはり一般質問は町長にするもんと思う。直接の課長の質問の答えるべきことも課長は答えたんや。町長から指名を受けてから答えやないかん。これだけは3回目ですよ、これで。いろいろあったけ

ど、さきほどの環境課長からね、もう1人誰やった、これで3人目だから言います。これだけ気をつけたってください。

議長

わかりました。

東澄代君。

16番 東澄代議員

入江議員、行為はわかりますが、私の質問ですので、続けます。

さきほど課長、町長は下河内のということだったんですけど、これは私の続いての質問で、先日の地元紙によりますと、紀伊長島区下河内地区におきまして、地元住民らでつくる下河内の里山を守る会が理事会を開き、今年度の事業報告と来年度の事業計画について協議をし、来年度も引き続き蕎麦とマコモタケの栽培を行うことを決めたとの報道がされております。

この会員の方々につきましては、三重県中央農業改良普及事務所の西島さんやJA、また町職員の協力のもと、これらの作物栽培を通じて里山を守るため、鋭意努力されております。特にマコモタケにつきましては収益的に良い結果が出たので、今年栽培した休耕田、0.1ha、1,000㎡ですが、さらに0.15haを加え、栽培面積も広げていくとのことでした。そのことにつきまして、これらの活動に対して町長の感想をお聞きします。

議長

町長。

奥山始郎町長

下河内の里山を守る会の活動は、以前から町の振興に大きく寄与していると認識しております。蕎麦の収穫にはご苦労があったことと。マコモタケの栽培、販売は順調に行われたと聞いております。

マコモタケは採算性の良い農作物であってですね、来年度は規模を拡大するとのことですので、本年度以上の収穫を期待しております、私も下河内地域の農家の方々のご活躍に感謝しております。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

さきほどの答弁によりますと、現在当町には62.8haの耕作放棄地があるとのことでしたが、

農地は食料生産だけでなく、生態系の保全、景観や心のやすらぎといった公益的機能をあわせ持っていることから、これを保全し、利用促進を図る必要があると考えますので、これら耕作放棄地の利活用が大変重要になってくると考えますが、いかがですか。町長、答弁お願いします。さきほどちょっと何か利活用には古里・道瀬中山間、中山間とは違うので農業振興策です。

議長

町長。

奥山始郎町長

現在、さきほども申し上げましたけども、62.8haのですね耕作放棄地があるということがですね、本町の農業の実態を示していると思います。この遊休農地についてもっと有効に活用していただいて、生産を上げていただくことがですね、農業振興につながるものであると、そのように受け止めております。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

わかりましたと言うよりほかはないです。

次に重要になってくるのが、何をつくるか。再び耕作放棄地にならないためには、ある程度の収益性が上がるものをつくる必要があると考えます。

そこでお聞きします。旧町時代からも特産品開発についての必要性が言われておりますが、今、町においては特産品開発について、どのように取り組んでおられますか。答弁お願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

農業の特産品に関しましては、紀伊長島区におきましては、主農産物として赤羽地区を中心に水稲、水稲耕作が行われてきました。古里地区におきましては明治時代から柑橘類の栽培が行われてまいりました。海山区におきましては水稲以外の畑作も行われておりますので、八頭を漬け込んだくき漬け、セレベス芋、小浦地区のストレッチャなどが有名です。これらの特産品化に向けては県の農業普及担当者とともに、農業者、農協等検討を重ねながら実施してきました。今後も新農産物開発を含めながら、同様に行ってまいりたいと考えます。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

わかりました。そこで私の提案なんです、今、下河内の里山を守る会の方々が取り組んでいるマコモタケもその一つであると考えます。収益性があり、獣害にも強いと言われております。検討されてはいかがですか、町長の考えをお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

マコモタケの耕作には十分な堆肥、水の確保、無農薬栽培のため定型的な草取りが必要です。獣害ではシカによる葉の部分に被害があると聞いています。これらのことに注意しながら耕作していけば収益性がある作物なので、十分検討できると考えております。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

町長、ちょっとお聞きしますが、現地等をご覧になったでしょうか。

それからこのマコモタケ、そのものを試食したことがあるでしょうか。その感想をちょっとお願いします。

議長

町長。

奥山始郎町長

残念ながら、現地にはまだ行ってませんけれども、大体下河内の地形は頭に入ってますんでわかりますが、マコモタケは試食はしております。大変美味しいと思います。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

私も試食してみて商品価値はあるとにらんだので、そういうことを検討して、特に紀北町で特産品として開発するよう検討していただけたら。獣害に強いと私が言っておるのは、シカの電柵だけで、はっきり里山の会が、ほかのつくっておるところでもサルとかそういう被害にはあったことがないって、ずっと調べたんですよ。そうなので、一番獣害には強いんじ

ゃないかなと思いますので、その辺のこともよく検討してお願いします。

続いて、中山間地域の生活環境整備や生産基盤整備などのハード事業はもちろん必要ですが、特産品開発などのソフト事業によって、耕作放棄地の利活用を推し進められ、これら農業振興等を通して、そこに暮らす人たちが今後も里山を守りながら、住み続けていけるものと思います。町長の考えをお聞きします。

議長

町長。

奥山始郎町長

農業の基盤的なハード事業とソフト事業の調和のとれた農業環境によりまして、生きがいを持って農業をする、楽しみを享受しながら健康な生活を送ることは本当に望ましい姿であると思っております。以上です。

議長

東澄代君。

16番 東澄代議員

わかりました。それでは、この度の一般質問の結びの発言とさせていただきますが、我が町は合併して早2年が経ちましたが、福祉や産業振興だけでなく、まだまだ多くの課題も残っております。町長はじめ執行部におかれましては日々努力されていることは伺えますが、今後も町の将来像であります自然の鼓動を聞き、皆が集い、にぎわう、やすらぎのまちの実現に向けて、さらなるご尽力をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長

これで東澄代君の質問を終わります。

---

議長

お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定いたしました。

なお、谷節夫君ほか7名の質問者については、明日の午前9時30分からの日程といたします。

それでは本日はこれで延会いたします。

どうもご苦労様ございました。

(午後 4時 26分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 3月 6日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 岩見雅夫